

# 公的年金財政状況報告—平成 26 年度— 付属資料(案)



# 付属資料

## 目 次

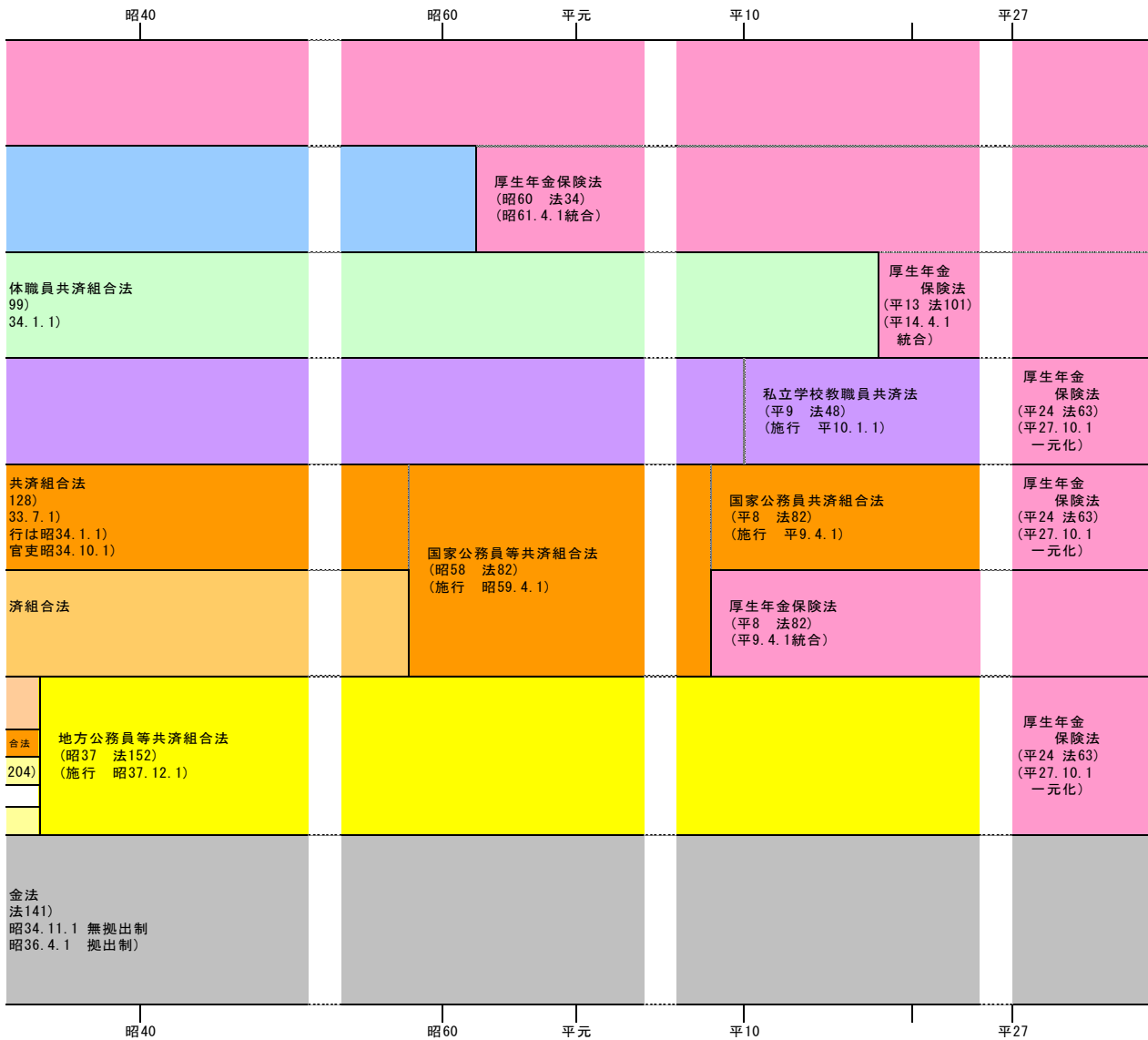
1	公的年金制度の沿革	194
	(1) 公的年金各制度の成立過程	194
	(2) 保険者及び保険料算定単位	196
2	長期時系列表	197
	(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移	197
	(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移	200
	(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移	205
	(4) 公的年金各制度の収支状況	215
	(5) 公的年金各制度の財政指標の推移	228
3	最近の経済等の状況	233
4	用語解説	234

# 1 公的年金制度の沿革

## (1) 公的年金各制度の成立過程

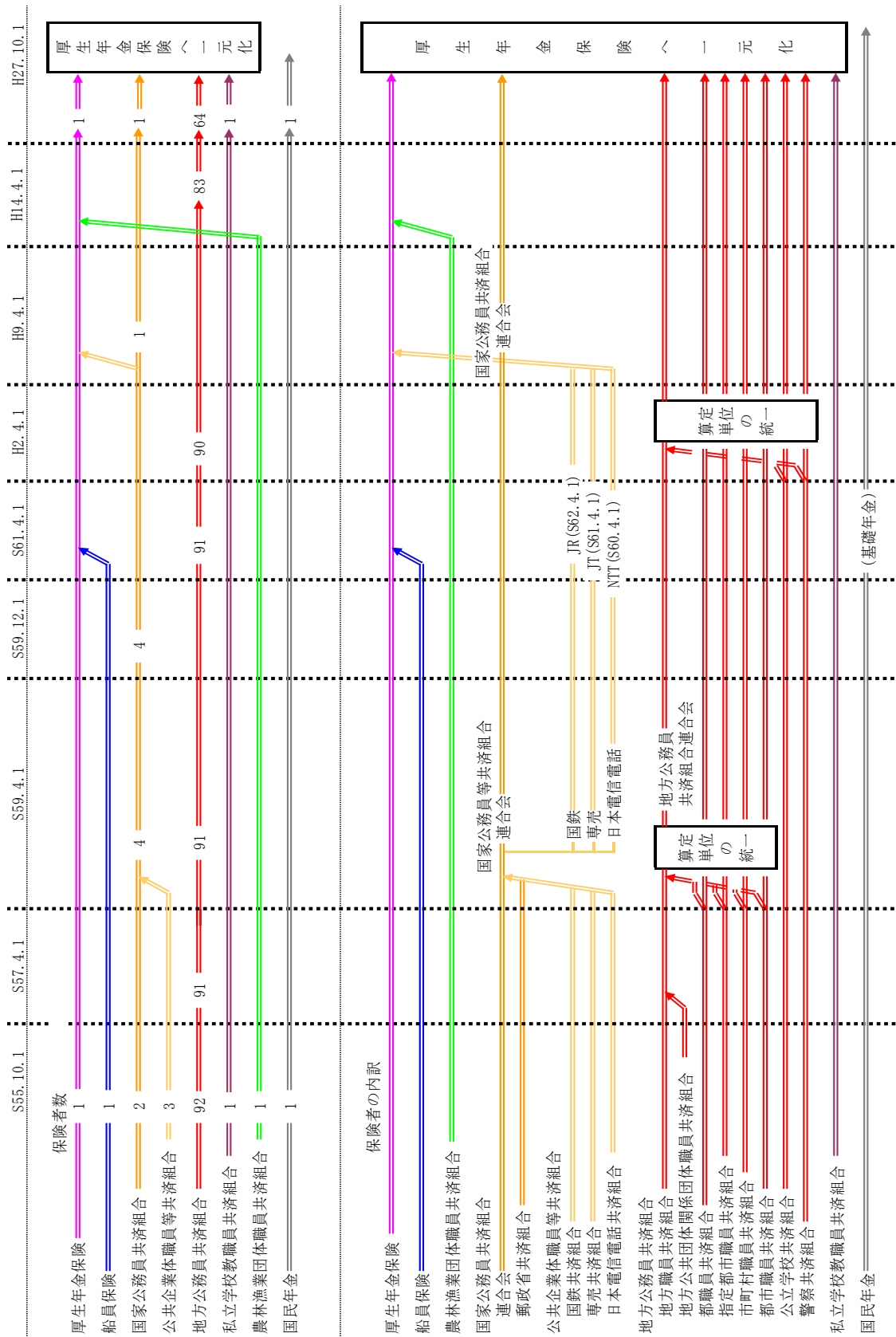
		昭20		昭30		
被 用 者	一般被用者	労働者年金保険法 (昭16 法60) (施行 昭17.6.1)		旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19.10.1)		
	船員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15.6.1)				
	団農 体林 職漁 員業	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法 (昭29 法115)	農林漁業団 (昭33 法 (施行 昭	
	私立 学校 教職 員	旧厚生年金保険法 (教員任意包括)		私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29.1.1)		
	公 務 員 等	国家公務員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)		国家公務員 (昭33 法 (施行 昭 (年金の施 (非現業の
		公共 企業 職員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合二関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合二関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合二関スル件(明42 勅220) 逓信部内職員共済組合二関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合二関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23.7.1)	公共企業体職員等共 (昭31 法134) (施行 昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)		旧国家公務員共済組合法 国家公務員共済組
	日雇 労働 者	退職料条例 退職年金条例		町村職員恩給組合恩給条例(昭18.4.1)	町村職員恩給組合法(昭27 法118)	
	自 営 業 者 等					国民年 (昭34 (施行

備 考	



通算年金通則法 (昭36 法181) (施行 昭36.11.1 適用 昭36.4.1)	国民年金法等の一部を改 正する法律 (昭60 法34) (施行 昭61.4.1) (基礎年金制度の導入)	国家公務員及び公共企業体 職員に係る共済組合制度の 統合を図るための国家公務 員共済組合法等の一部を改 正する法律 (昭58 法82) (施行 昭59.4.1) (長期給付財政調整事業の実 施)	被用者年金制 度間の費用負 担の調整に関 する特別措置 法(平元 法 87)(施行 平 2.4.1) (制度間調整 事業の実施)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平8 法82) (施行 平9.4.1) (旧三共済の統合とそれに伴う財政支援措置の実施)
				厚生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るた めの農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律 (平13 法101) (施行 平14.4.1) (農林年金の統合)
				被用者年金制度の 一元化等を図るた めの厚生年金保険 法等の一部を改正 する法律 (平24 法63) (施行 平27.10.1) (被用者年金一元 化)

(2) 保険者及び保険料算定単位



2 長期時系列表

(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移

公的年金各制度の被保険者数の推移

年度末	厚生年金 千人	旧三共済		旧農林年金		国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (旧法)	国民年金(新法)		公的年金 制度全体
		千人	千人	千人	千人						第1号	第3号	
昭和 40 (1965)	18,670	762	353	1,114	2,288	144	23,331	20,016	•	•	•	43,347	
45 (1970)	22,522	789	410	1,149	2,536	194	27,600	24,337	•	•	•	51,936	
50 (1975)	23,893	797	447	1,162	3,004	270	29,573	25,884	•	•	•	55,457	
51 (1976)	24,084	802	452	1,163	3,033	282	29,816	26,469	•	•	•	56,285	
52 (1977)	24,131	805	461	1,172	3,079	293	29,940	27,198	•	•	•	57,138	
53 (1978)	24,392	804	468	1,172	3,139	302	30,278	27,803	•	•	•	58,081	
54 (1979)	24,925	798	476	1,175	3,192	311	30,878	27,851	•	•	•	58,729	
55 (1980)	25,445	788	484	1,179	3,239	319	31,453	27,596	•	•	•	59,050	
56 (1981)	25,896	773	487	1,179	3,273	324	31,933	27,111	•	•	•	59,044	
57 (1982)	26,223	752	488	1,175	3,292	329	32,259	26,461	•	•	•	58,720	
58 (1983)	26,549	716	488	1,174	3,299	335	32,561	25,727	•	•	•	58,288	
59 (1984)	26,932	683	488	1,168	3,298	341	32,910	25,339	•	•	•	58,249	
60 (1985)	27,234	621	490	1,161	3,295	347	33,148	25,091	•	•	•	58,239	
61 (1986)	26,994	591	494	1,152	3,289	355	32,875	•	19,514	10,929	•	63,317	
62 (1987)	27,676	541	496	1,151	3,287	365	33,515	•	19,292	11,299	•	64,105	
63 (1988)	28,769	526	496	1,148	3,272	375	34,586	•	18,727	11,615	•	64,929	
平成 元 (1989)	29,921	512	497	1,144	3,277	384	35,735	•	18,155	11,788	•	65,678	
2 (1990)	30,997	496	499	1,126	3,286	373	36,778	•	17,579	11,956	•	66,313	
3 (1991)	31,959	493	501	1,132	3,301	381	37,766	•	18,536	12,050	•	68,352	
4 (1992)	32,493	487	506	1,130	3,317	388	38,321	•	18,508	12,112	•	68,941	
5 (1993)	32,651	482	510	1,127	3,335	394	38,499	•	18,614	12,163	•	69,276	
6 (1994)	32,740	471	511	1,128	3,344	398	38,592	•	18,761	12,195	•	69,548	
7 (1995)	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	•	19,104	12,201	•	69,952	
8 (1996)	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	•	19,356	12,015	•	70,195	
9 (1997)	33,468	•	490	1,122	3,326	401	38,807	•	19,589	11,949	•	70,344	
10 (1998)	32,957	•	482	1,111	3,306	403	38,258	•	20,426	11,818	•	70,502	
11 (1999)	32,481	•	475	1,106	3,288	404	37,755	•	21,175	11,686	•	70,616	
12 (2000)	32,192	•	467	1,119	3,239	406	37,423	•	21,537	11,531	•	70,491	
13 (2001)	31,576	•	459	1,110	3,207	408	36,760	•	22,074	11,334	•	70,168	
14 (2002)	32,144	•	•	1,102	3,181	429	36,856	•	22,368	11,236	•	70,460	
15 (2003)	32,121	•	•	1,091	3,151	434	36,798	•	22,400	11,094	•	70,292	
16 (2004)	32,491	•	•	1,086	3,111	442	37,130	•	22,170	10,993	•	70,293	
17 (2005)	33,022	•	•	1,082	3,069	448	37,621	•	21,903	10,922	•	70,447	
18 (2006)	33,794	•	•	1,076	3,035	458	38,363	•	21,230	10,789	•	70,383	
19 (2007)	34,570	•	•	1,058	2,992	464	39,084	•	20,354	10,628	•	70,066	
20 (2008)	34,445	•	•	1,053	2,946	472	38,916	•	20,007	10,436	•	69,358	
21 (2009)	34,248	•	•	1,044	2,908	478	38,677	•	19,851	10,209	•	68,738	
22 (2010)	34,411	•	•	1,055	2,878	485	38,829	•	19,382	10,046	•	68,258	
23 (2011)	34,515	•	•	1,059	2,858	492	38,924	•	19,044	9,778	•	67,747	
24 (2012)	34,717	•	•	1,057	2,842	499	39,116	•	18,637	9,602	•	67,356	
25 (2013)	35,273	•	•	1,055	2,832	507	39,667	•	18,054	9,454	•	67,175	
26 (2014)	35,985	•	•	1,061	2,831	517	40,395	•	17,420	9,319	•	67,134	

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国民年金(旧法)には任意適用を含む。

注6 国民年金(新法)の第1号には任意加入を含む。

1人当たり標準報酬総額（総報酬ベース・月額）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	375,064	542,694	602,387	498,031	400,792
16 (2004)	374,812	543,117	603,578	493,099	400,251
17 (2005)	374,238	545,501	602,790	490,336	399,171
18 (2006)	373,849	545,429	599,560	486,689	397,893
19 (2007)	372,460	546,141	594,926	484,458	395,541
20 (2008)	370,810	548,284	587,220	482,658	393,058
21 (2009)	359,146	539,116	568,361	479,000	381,086
22 (2010)	358,838	532,662	556,707	475,929	379,564
23 (2011)	359,455	527,366	553,772	472,464	379,618
24 (2012)	359,475	513,132	548,842	470,231	378,701
25 (2013)	360,540	511,232	535,004	467,764	378,348
26 (2014)	363,465	531,618	551,204	466,808	382,375

注1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 地共済の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

1人当たり標準報酬月額推移

年度末	厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
(西暦)	円	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	307,530	277,620	379,903	424,225	343,239	…
8 (1996)	311,344	282,375	385,459	432,775	348,348	…
9 (1997)	316,881	286,727	390,090	441,521	353,682	329,680
10 (1998)	316,186	289,986	396,612	448,151	357,706	330,032
11 (1999)	315,353	292,577	401,956	453,615	360,832	330,133
12 (2000)	318,688	295,153	410,007	458,066	366,349	333,705
13 (2001)	318,679	296,925	412,231	461,583	367,677	334,245
14 (2002)	314,489		406,373	456,830	369,995	330,167
15 (2003)	313,893		402,646	453,265	370,972	329,134
16 (2004)	313,679		406,543	454,605	369,692	328,869
17 (2005)	313,204		408,832	454,555	369,808	328,161
18 (2006)	312,703		409,598	450,818	368,611	327,016
19 (2007)	312,258		413,158	447,103	368,707	325,982
20 (2008)	312,813		415,247	440,923	369,017	325,964
21 (2009)	304,173		410,279	435,521	368,098	317,701
22 (2010)	305,715		408,814	431,808	367,359	318,633
23 (2011)	304,589		410,861	428,670	366,072	317,369
24 (2012)	306,131		396,555	426,746	365,461	318,097
25 (2013)	306,282		398,127	410,436	364,137	316,901
26 (2014)	308,382		413,568	425,359	364,181	320,058

注1 厚生年金の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。



標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円
平成 15 (2003)	1,458,725	71,088	228,236	26,076	1,784,125
16 (2004)	1,468,506	70,717	225,979	26,263	1,791,464
17 (2005)	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1,806,849
18 (2006)	1,516,357	70,337	218,829	26,827	1,832,350
19 (2007)	1,548,385	69,827	213,998	27,109	1,859,319
20 (2008)	1,560,260	69,815	207,916	27,462	1,865,454
21 (2009)	1,492,011	68,463	198,596	27,600	1,786,670
22 (2010)	1,492,051	67,137	192,503	27,788	1,779,480
23 (2011)	1,499,487	67,065	190,187	28,041	1,784,781
24 (2012)	1,508,544	64,964	187,618	28,272	1,789,398
25 (2013)	1,529,641	64,500	182,105	28,572	1,804,817
26 (2014)	1,569,605	67,505	187,571	29,091	1,853,773

注1 年度間累計の額である。

注2 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

標準報酬月額（年度間累計）の推移

年度	厚生年金	旧共済		国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		旧三共済	旧農林年金				
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	1,215,248	23,136	16,873	50,431	168,207	16,431	1,490,326
8 (1996)	1,235,867	23,431	16,986	51,314	171,635	16,745	1,515,977
9 (1997)	1,281,286		16,898	51,893	174,521	17,004	1,541,603
10 (1998)	1,272,631		16,787	52,368	176,293	17,279	1,535,358
11 (1999)	1,247,826		16,714	52,854	177,712	17,500	1,512,606
12 (2000)	1,240,660		16,598	54,319	176,426	17,777	1,505,781
13 (2001)	1,231,930		16,410	54,583	176,435	18,016	1,497,374
14 (2002)	1,233,692			54,065	175,486	19,005	1,482,247
15 (2003)		1,219,199		52,860	171,616	19,275	1,462,950
16 (2004)		1,226,226		52,582	169,031	19,572	1,467,412
17 (2005)		1,242,451		52,733	167,237	19,845	1,482,266
18 (2006)		1,266,562		52,631	164,165	20,189	1,503,546
19 (2007)		1,295,378		52,262	160,286	20,486	1,528,412
20 (2008)		1,311,201		52,350	155,580	20,846	1,539,977
21 (2009)		1,271,939		51,945	151,471	21,094	1,496,450
22 (2010)		1,266,338		51,392	148,500	21,331	1,487,561
23 (2011)		1,269,651		51,920	146,776	21,600	1,489,947
24 (2012)		1,279,299		50,615	144,936	21,839	1,496,689
25 (2013)		1,295,735		50,084	139,944	22,109	1,507,872
26 (2014)		1,325,322		51,656	143,820	22,528	1,543,326

注1 年度間累計の額である。

注2 厚生年金の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

## (2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移

### 受給権者数の推移

年度末	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	602	191	6	73	101	3	70
45 (1970)	1,235	241	24	155	275	8	177
50 (1975)	2,449	300	54	257	469	18	3,119
51 (1976)	2,894	312	62	277	523	23	3,877
52 (1977)	3,391	327	70	298	573	28	4,505
53 (1978)	3,881	345	78	323	622	32	5,124
54 (1979)	4,334	366	87	347	679	37	5,691
55 (1980)	4,773	388	95	372	737	42	6,256
56 (1981)	5,255	415	106	398	802	47	6,778
57 (1982)	5,745	444	116	422	874	53	7,304
58 (1983)	6,256	477	128	449	944	58	7,831
59 (1984)	6,797	505	140	476	1,016	63	8,316
60 (1985)	7,384	565	152	511	1,092	69	8,837
61 (1986)	8,003	581	163	542	1,153	76	9,956
62 (1987)	8,642	610	172	573	1,213	84	10,357
63 (1988)	9,279	611	183	605	1,284	90	10,692
平成 元 (1989)	9,919	620	194	636	1,351	97	11,042
2 (1990)	10,519	629	205	663	1,415	116	11,362
3 (1991)	11,092	630	216	685	1,480	124	12,028
4 (1992)	11,803	632	227	707	1,542	132	12,759
5 (1993)	12,535	632	238	726	1,600	140	13,559
6 (1994)	13,273	635	251	746	1,654	148	14,312
7 (1995)	14,448	638	266	778	1,747	173	15,152
8 (1996)	15,239	636	278	794	1,793	185	16,010
9 (1997)	16,813		290	810	1,848	193	16,987
10 (1998)	17,679		303	823	1,898	203	17,871
11 (1999)	18,571		315	835	1,942	213	18,795
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224	19,737
13 (2001)	20,559		348	883	2,049	235	20,669
14 (2002)		21,980		906	2,109	246	21,653
15 (2003)		23,148		933	2,174	258	22,544
16 (2004)		24,233		962	2,240	271	23,431
17 (2005)		25,110		984	2,289	281	24,393
18 (2006)		26,155		1,009	2,345	293	25,420
19 (2007)		27,502		1,046	2,436	309	26,387
20 (2008)		29,072		1,094	2,543	329	27,433
21 (2009)		30,581		1,139	2,645	348	28,286
22 (2010)		31,982		1,178	2,742	370	28,857
23 (2011)		33,034		1,210	2,830	389	29,649
24 (2012)		34,053		1,243	2,915	409	30,853
25 (2013)		34,555		1,245	2,919	421	31,964
26 (2014)		35,258		1,262	2,981	440	32,997

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付が含まれている。このため、本文の図表2-2-1の値とは一致しない。

受給権者数（老齢・退年相当）の推移

年度末	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	203	133	3	54	82	2	—
45 (1970)	534	170	18	120	228	4	—
50 (1975)	1,056	212	38	201	373	6	2,731
51 (1976)	1,262	220	43	216	414	7	3,395
52 (1977)	1,468	232	47	232	449	8	3,920
53 (1978)	1,676	246	51	250	484	9	4,426
54 (1979)	1,874	263	56	269	526	10	4,912
55 (1980)	2,063	281	60	287	568	10	5,324
56 (1981)	2,279	305	66	307	616	11	5,671
57 (1982)	2,508	330	72	325	671	13	5,994
58 (1983)	2,787	359	79	345	722	14	6,305
59 (1984)	3,047	383	85	365	776	15	6,570
60 (1985)	3,342	437	92	391	830	17	6,846
61 (1986)	3,651	448	97	414	872	19	7,052
62 (1987)	3,938	467	100	436	916	20	7,246
63 (1988)	4,222	469	105	459	959	22	7,410
平成 元 (1989)	4,507	472	109	481	1,004	24	7,577
2 (1990)	4,760	477	112	498	1,045	29	7,726
3 (1991)	4,993	473	116	511	1,087	31	8,330
4 (1992)	5,293	470	120	524	1,127	33	9,039
5 (1993)	5,598	465	123	534	1,164	36	9,822
6 (1994)	5,921	462	128	543	1,197	38	10,568
7 (1995)	6,592	459	133	565	1,266	49	11,400
8 (1996)	6,933	453	136	570	1,290	54	12,276
9 (1997)	7,822		140	576	1,322	57	13,276
10 (1998)	8,217		144	579	1,349	60	14,186
11 (1999)	8,580		147	580	1,372	64	15,090
12 (2000)	9,014		151	592	1,394	68	16,061
13 (2001)	9,486		157	601	1,434	72	17,030
14 (2002)		10,145		610	1,471	77	18,053
15 (2003)		10,690		620	1,511	81	18,985
16 (2004)		11,167		629	1,552	86	19,915
17 (2005)		11,523		633	1,578	89	20,929
18 (2006)		11,984		639	1,610	94	22,007
19 (2007)		12,596		653	1,673	99	23,031
20 (2008)		13,236		668	1,746	105	24,111
21 (2009)		13,854		682	1,818	111	25,015
22 (2010)		14,413		691	1,882	116	25,642
23 (2011)		14,840		698	1,939	120	26,504
24 (2012)		15,233		705	1,991	125	27,782
25 (2013)		15,230		694	1,978	126	28,968
26 (2014)		15,422		691	2,012	129	30,069

- 注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。  
 注4 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。

受給者数の推移

年度末	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	13,621	…	258	…	1,680	158	14,751
8 (1996)	14,324	…	270	…	1,729	168	15,611
9 (1997)	15,778		283	…	1,783	177	16,585
10 (1998)	16,503		294	…	1,833	186	17,469
11 (1999)	17,233		305	811	1,875	196	18,362
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207	19,304
13 (2001)	19,005		336	857	1,970	217	20,238
14 (2002)		20,315		879	2,029	222	21,222
15 (2003)		21,369		906	2,088	234	22,111
16 (2004)		22,334		933	2,152	247	22,997
17 (2005)		23,156		956	2,206	259	23,954
18 (2006)		24,043		980	2,253	273	24,968
19 (2007)		25,226		1,016	2,325	287	25,925
20 (2008)		26,684		1,059	2,426	305	26,949
21 (2009)		28,141		1,105	2,520	323	27,787
22 (2010)		29,433		1,144	2,613	345	28,343
23 (2011)		30,479		1,174	2,700	363	29,122
24 (2012)		31,535		1,206	2,783	384	30,305
25 (2013)		32,164		1,215	2,826	401	31,397
26 (2014)		32,932		1,232	2,882	421	32,409

- 注1 受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止されている者を除く人数）の推移である。  
 注2 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注4 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731	321,989
8 (1996)	189,722	16,935	40,437	2,043	249,137	86,324	335,461
9 (1997)	197,655	17,013	41,059	2,117	257,845	93,767	351,612
10 (1998)	207,943	17,290	42,287	2,232	269,753	102,532	372,285
11 (1999)	216,023	17,331	42,901	2,327	278,583	110,700	389,282
12 (2000)	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
13 (2001)	228,204	17,534	43,789	2,497	292,025	125,830	417,854
14 (2002)	239,806	17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15 (2003)	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16 (2004)	249,103	17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17 (2005)	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18 (2006)	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19 (2007)	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20 (2008)	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21 (2009)	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22 (2010)	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23 (2011)	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24 (2012)	279,061	17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25 (2013)	269,809	16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847
26 (2014)	268,547	16,613	46,857	3,365	335,382	216,663	552,046

- 注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。  
 注4 厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

## 平均年金額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8 (1996)	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9 (1997)	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10 (1998)	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11 (1999)	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13 (2001)	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14 (2002)	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15 (2003)	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16 (2004)	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18 (2006)	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19 (2007)	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20 (2008)	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21 (2009)	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23 (2011)	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24 (2012)	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25 (2013)	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544
26 (2014)	144,886	186,052	191,237	187,961	54,414

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含むが、旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

注4 厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

## 平均年金額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含まない）の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)	円	円	円	円
平成 7 (1995)	155,814	206,265	221,687	202,671
8 (1996)	153,534	203,724	218,158	199,788
9 (1997)	153,578	200,846	214,859	196,547
10 (1998)	153,523	201,242	215,515	196,978
11 (1999)	152,207	199,261	213,615	195,315
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
13 (2001)	144,584	191,367	206,105	186,302
14 (2002)	142,017	188,413	202,839	183,529
15 (2003)	138,832	184,669	198,664	180,122
16 (2004)	133,374	179,067	192,706	174,090
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
18 (2006)	127,147	174,100	187,034	169,826
19 (2007)	121,361	168,702	180,622	163,446
20 (2008)	117,934	164,784	176,538	159,289
21 (2009)	115,293	162,325	173,490	156,894
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
23 (2011)	110,041	155,871	165,966	151,035
24 (2012)	107,123	153,144	162,917	149,183
25 (2013)	102,087	143,745	151,896	144,339
26 (2014)	99,862	141,373	149,031	142,629

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注4 厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

受給権者（老齢・退年相当）の平均加入期間の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	月	月	月	月	月
平成 7 (1995)	347	410	405	353	241
8 (1996)	350	410	405	355	251
9 (1997)	354	411	407	357	260
10 (1998)	357	412	408	360	268
11 (1999)	360	414	408	362	276
12 (2000)	364	413	410	366	284
13 (2001)	367	416	410	368	292
14 (2002)	371	417	411	371	300
15 (2003)	374	418	413	374	307
16 (2004)	377	419	414	376	314
17 (2005)	380	420	415	378	322
18 (2006)	382	421	416	381	329
19 (2007)	385	422	418	382	336
20 (2008)	388	423	419	384	342
21 (2009)	391	424	420	385	348
22 (2010)	394	425	421	387	353
23 (2011)	396	425	422	389	358
24 (2012)	399	426	423	390	363
25 (2013)	401	427	424	392	369
26 (2014)	403	427	425	395	373

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

## (3) 公的年金各制度の収支項目等の推移

## 保険料収入の推移

年度	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	億円	億円	億円						
平成 7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8 (1996)	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9 (1997)	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10 (1998)	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11 (1999)	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13 (2001)	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14 (2002)		202,034		10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15 (2003)		192,425		10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16 (2004)		194,537		10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17 (2005)		200,584		10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18 (2006)		209,835		10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19 (2007)		219,691		10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20 (2008)		226,905		10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21 (2009)		222,409		10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22 (2010)		227,252		10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23 (2011)		234,699		10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
24 (2012)		241,549		10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519
25 (2013)		250,472		10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539
26 (2014)		263,196		11,263	30,961	3,966	309,386	16,255	325,640

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 平成14(2002)、平成15(2003)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。

付属資料◆長期時系列表

保険料（率）の推移

年度	厚生年金 (一般男子)	旧 三 共 済			旧農林年金	国共済 (一般組合員)	地共済 (一般組合員)	私学共済	国民年金
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					
昭和 29 (1954)	30 (29. 5)	・	・	・	・	・	・	62 (1) 70 (4)	・
30 (1955)		・	・	・	・	・	・	62 (30. 4)	・
31 (1956)		71. 6 (31. 7)	68. 6 (31. 7)	68. 4 (31. 7)	・	・	・		・
32 (1957)					・	・	・		・
33 (1958)					・	・	・		・
34 (1959)	↓				78 (34. 1)	70. 4 (34. 10)	・		・
35 (1960)	35 (35. 5)						・		(35歳未満)(35歳以上)
36 (1961)							・	↓	100 150 (36. 4)
37 (1962)							70. 4 (37. 12)	68 (37. 1)	
38 (1963)							↓		
39 (1964)	↓	67. 4 (39. 10)	65. 4 (39. 10)	65. 2 (39. 10)	96 (39. 10)		67. 2 (39. 10)	↓	
40 (1965)	55 (40. 5)	↓	↓	↓				74 (40. 7)	
41 (1966)		79. 2 (41. 4)	75. 2 (41. 4)	75. 8 (41. 4)			↓		↓
42 (1967)							72 (42. 12)		200 250 (42. 1)
43 (1968)	↓								↓
44 (1969)	62 (44. 11)	↓							250 300 (44. 1)
45 (1970)	↓	↓							450 (45. 7)
46 (1971)	64 (46. 11)	82. 4 (46. 4)							↓
47 (1972)	↓								550 (47. 7)
48 (1973)	76 (48. 11)						↓		↓
49 (1974)						74. 4 (49. 10)	↓		900 (49. 1)
50 (1975)	↓	↓	↓	↓	↓		75. 2 (50. 1)	80 (50. 8)	1, 100 (50. 1)
51 (1976)	91 (51. 8)	89. 2 (51. 4)	78. 4 (51. 4)	79. 0 (51. 4)	98 (51. 4)				1, 400 (51. 4)
52 (1977)		↓						↓	2, 200 (52. 4)
53 (1978)		103. 2 (53. 4)						90 (53. 6)	2, 730 (53. 4)
54 (1979)	↓	↓	↓	↓	↓	82. 4 (54. 10)	↓	96 (54. 4)	3, 300 (54. 4)
55 (1980)	106 (55. 10)	102. 4 (55. 1)	77. 6 (55. 1)	78. 2 (55. 1)	↓		83. 2 (55. 1)	102 (55. 7)	3, 770 (55. 4)
56 (1981)		120 (56. 4)	84. 2 (56. 4)	94. 4 (56. 4)	109 (56. 4)				4, 500 (56. 4)
57 (1982)		123. 2 (57. 4)	↓	↓			↓		5, 220 (57. 4)
58 (1983)		145. 8 (58. 10)	↓	↓			↓		5, 830 (58. 4)
59 (1984)	↓	169. 9 (59. 10)	107. 8 (59. 10)	132. 7 (59. 10)		114 (59. 12)	110. 4 (59. 12)		6, 220 (59. 4)
60 (1985)	124 (60. 10)				↓				6, 740 (60. 4)
61 (1986)					134 (61. 4)				7, 100 (61. 4)
62 (1987)					↓				7, 400 (62. 4)
63 (1988)					↓				7, 700 (63. 4)
平成 元 (1989)	↓	↓	140. 2 (元. 10)	170. 7 (元. 10)	↓	152 (元. 10)	140. 8 (元. 12)	↓	8, 000 (元. 4)
2 (1990)	143 (2. 1)	188. 9 (2. 4)			163 (2. 4)			118 (2. 4)	8, 400 (2. 4)
3 (1991)	145 (3. 1)	190. 9 (3. 1)							9, 000 (3. 4)
4 (1992)									9, 700 (4. 4)
5 (1993)	↓		↓	↓		↓	↓		10, 500 (5. 4)
6 (1994)	165 (6. 11)	↓	162. 6 (6. 12)	190. 7 (6. 12)	↓	174. 4 (6. 12)	158. 4 (6. 12)	↓	11, 100 (6. 4)
7 (1995)	↓	195. 9 (7. 4)	↓	↓	185. 4 (7. 4)	↓	↓	128 (7. 4)	11, 700 (7. 4)
8 (1996)	173. 5 (8. 10)	200. 9 (8. 10)	172. 1 (8. 10)	199. 2 (8. 10)	↓	183. 9 (8. 10)	165. 6 (8. 12)	↓	12, 300 (8. 4)
9 (1997)			173. 5 (9. 4)		194. 9 (9. 4)			133 (9. 4)	12, 800 (9. 4)
10 (1998)									13, 300 (10. 4)
11 (1999)									
12 (2000)									
13 (2001)									
14 (2002)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
15 (2003)	135. 8 (15. 4)	156. 9 (15. 4)	135. 8 (15. 4)	155. 5 (15. 4)	152. 2 (15. 4)	143. 8 (15. 4)	129. 6 (15. 4)	104. 6 (15. 4)	
16 (2004)	139. 34 (16. 10)		139. 34 (16. 10)		147. 04 (16. 10)	145. 09 (16. 10)	133. 84 (16. 10)	↓	↓
17 (2005)	142. 88 (17. 9)		142. 88 (17. 9)		150. 58 (17. 9)	146. 38 (17. 9)	137. 38 (17. 9)	108. 14 (17. 4)	13, 580 (17. 4)
18 (2006)	146. 42 (18. 9)		146. 42 (18. 9)		154. 12 (18. 9)	147. 67 (18. 9)	140. 92 (18. 9)	111. 68 (18. 4)	13, 860 (18. 4)
19 (2007)	149. 96 (19. 9)		149. 96 (19. 9)		157. 66 (19. 9)	148. 96 (19. 9)	144. 46 (19. 9)	115. 22 (19. 4)	14, 100 (19. 4)
20 (2008)	153. 50 (20. 9)		153. 50 (20. 9)		161. 20 (20. 9)	150. 25 (20. 9)	148. 00 (20. 9)	118. 76 (20. 4)	14, 410 (20. 4)
21 (2009)	↓	↓	↓	↓	153. 50 (20. 10)	↓	↓	↓	↓
22 (2010)			157. 04 (21. 9)			151. 54 (21. 9)	151. 54 (21. 9)	122. 30 (21. 4)	14, 660 (21. 4)
23 (2011)			160. 58 (22. 9)			155. 08 (22. 9)	155. 08 (22. 9)	125. 84 (22. 4)	15, 100 (22. 4)
24 (2012)			164. 12 (23. 9)			158. 62 (23. 9)	158. 62 (23. 9)	129. 38 (23. 4)	15, 020 (23. 4)
25 (2013)			167. 66 (24. 9)			162. 16 (24. 9)	162. 16 (24. 9)	132. 92 (24. 4)	14, 980 (24. 4)
26 (2014)			171. 20 (25. 9)			165. 70 (25. 9)	165. 70 (25. 9)	136. 46 (25. 4)	15, 040 (25. 4)
			174. 74 (26. 9)			169. 24 (26. 9)	169. 24 (26. 9)	140. 00 (26. 4)	15, 250 (26. 4)

注1 ( )内は改定年月である。

注2 被用者年金各制度の平成14(2002)年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。  
平成15(2003)年度以降は総報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。

注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金保険に統合された。

注4 農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金保険に統合された。

注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成26(2014)年9月時点で176.88%である。



国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8 (1996)	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9 (1997)	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10 (1998)	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11 (1999)	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12 (2000)	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13 (2001)	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14 (2002)		40,036		1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15 (2003)		41,045		1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16 (2004)		42,792		1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17 (2005)		45,394		1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18 (2006)		48,285		1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19 (2007)		51,659		1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20 (2008)		54,323		1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21 (2009)		77,983		2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22 (2010)		84,326		2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23 (2011)		84,992		2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963
24 (2012)		80,583		2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276
25 (2013)		83,058		2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605
26 (2014)		87,690		2,847	7,147	1,140	98,824	19,283	118,107

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 平成14(2002)～平成16(2004)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計
(西暦)	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	988	2,602	33,393
8 (1996)	1,055	2,786	30,568
9 (1997)	1,095	2,868	31,936
10 (1998)	1,166	2,896	33,231
11 (1999)	1,219	3,043	41,525
12 (2000)	1,315	3,346	42,853
13 (2001)	1,348	3,506	44,032
14 (2002)	1,372	3,440	45,416
15 (2003)	1,433	3,302	46,264
16 (2004)	1,525	3,795	48,619
17 (2005)	1,589	3,828	51,348
18 (2006)	1,622	3,958	54,423
19 (2007)	1,720	4,427	58,411
20 (2008)	1,747	4,630	61,337
21 (2009)	2,464	6,368	87,739
22 (2010)	2,702	6,630	94,687
23 (2011)	2,903	7,312	96,304
24 (2012)	2,836	6,871	91,339
25 (2013)	2,796	6,572	93,485
26 (2014)	2,847	7,147	98,824

付属資料◆長期時系列表

運用収入（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	26,541		1,341				1,246	209	
14 (2002)	2,731		1,757		△90		△371	175	
15 (2003)	64,232		3,282	16,995	809	85,318	4,482	79	89,879
16 (2004)	36,934		2,291	12,200	1,103	52,527	2,654	83	55,264
17 (2005)	91,893		4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
18 (2006)	42,790		2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472
19 (2007)	△48,705		△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583
20 (2008)	△87,252		△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731
21 (2009)	86,258		4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737
22 (2010)	△3,069		979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
23 (2011)	24,201		1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338
24 (2012)	104,707		3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610
25 (2013)	95,329		3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594
26 (2014)	142,762		5,483	38,060	3,413	189,718	9,865	95	199,678

- 注1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注3 厚生年金の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。  
 注4 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人（17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10(1998)年度が2,542億円、平成11(1999)年度が3,147億円、平成12(2000)年度が1,678億円である。  
 注6 国共済の運用収入は、運用手数料控除前のものであり、他制度の運用収入は、運用手数料控除後のものである。

運用収入（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8 (1996)	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9 (1997)	55,637		774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10 (1998)	52,164		715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11 (1999)	47,286		676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12 (2000)	43,067		698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13 (2001)	38,607		507	2,104	7,872	783	49,873	2,263	209	52,345
14 (2002)		31,071		2,169	6,870	667	40,777	1,897	175	42,848
15 (2003)		22,884		2,358	7,000	670	32,912	1,523	79	34,513
16 (2004)		16,125		2,109	7,534	738	26,506	1,044	83	27,632
17 (2005)		18,298		2,423	13,604	1,359	35,684	1,357	83	37,124
18 (2006)		25,708		2,607	15,645	1,250	45,209	1,965	115	47,289
19 (2007)		16,582		2,789	11,966	873	32,211	1,113	169	33,492
20 (2008)		17,682		1,712	5,242	513	25,149	1,093	172	26,414
21 (2009)		50		1,508	5,014	440	7,013	3	126	7,142
22 (2010)		2,518		1,695	4,717	428	9,358	3	93	9,455
23 (2011)		1,403		1,534	3,969	405	7,310	15	108	7,434
24 (2012)		5,965		1,635	3,776	792	12,168	343	106	12,617
25 (2013)		19,396		1,844	12,445	1,816	35,502	1,733	97	37,332
26 (2014)		30,008		2,262	14,684	1,282	48,236	2,710	95	51,041

- 注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注4 厚生年金の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注5 平成17(2005)年度以降の厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17(2005)年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。  
 注6 国共済の運用収入は、運用手数料控除前のものであり、他制度の運用収入は、運用手数料控除後のものである。

運用利回りの推移

年度末	厚生年金	旧三共済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 40 (1965)	<6.37>	<6.38>	<6.79>	<6.69>	<7.47>	<6.38>	<6.65>	<7.16>	<6.20>
45 (1970)	<6.46>	<6.61>	<6.78>	<6.80>	<7.30>	<6.56>	<6.51>	<7.18>	<6.27>
50 (1975)	<6.93>	<7.27>	<7.04>	<6.91>	<8.01>	<6.92>	<6.62>	<7.57>	<6.44>
51 (1976)	<7.03>	<7.06>	<6.97>	<6.67>	<7.97>	<6.70>	<6.57>	<7.59>	<6.25>
52 (1977)	<7.13>	<7.12>	<7.13>	<6.91>	<7.81>	<6.75>	<6.52>	<7.45>	<6.19>
53 (1978)	<7.00>	<6.72>	<6.93>	<6.67>	<7.55>	<6.42>	<6.28>	<7.13>	<5.94>
54 (1979)	<6.88>	<6.81>	<6.81>	<6.78>	<7.45>	<6.44>	<6.32>	<7.08>	<5.84>
55 (1980)	<7.06>	<7.04>	<7.10>	<7.24>	<7.70>	<6.94>	<6.75>	<7.49>	<6.22>
56 (1981)	<7.25>	<6.80>	<6.46>	<7.09>	<7.76>	<6.81>	<6.68>	<7.54>	<6.93>
57 (1982)	<7.22>	<6.72>	<7.07>	<6.87>	<7.65>	<6.85>	<6.74>	<7.48>	<6.73>
58 (1983)	<7.20>	<6.78>	<7.67>	<6.85>	<7.78>	<6.91>	<6.77>	<7.49>	<6.64>
59 (1984)	<7.17>	<6.50>	<7.31>	<6.68>	<7.69>	<6.86>	<6.73>	<7.36>	<6.68>
60 (1985)	<7.16>	<7.13>	<7.19>	<7.20>	<7.62>	<6.87>	<6.70>	<7.28>	<7.06>
61 (1986)	<7.11>	<6.32>	<7.31>	<6.01>	<7.43>	<6.68>	<6.49>	<6.98>	<5.73>
62 (1987)	<6.77>	<5.76>	<6.69>	<8.06>	<7.13>	<6.49>	<6.13>	<6.74>	<5.72>
63 (1988)	<6.29>	<5.89>	<6.53>	<7.04>	<6.89>	<6.42>	<5.93>	<6.47>	<5.53>
平成 元 (1989)	<5.94>	<5.91>	<6.79>	<5.89>	<6.63>	<6.49>	<6.02>	<6.59>	<5.04>
2 (1990)	<5.90>	<6.28>	<6.24>	<7.38>	<6.39>	<6.46>	<6.30>	<6.40>	<5.20>
3 (1991)	<5.97>	<5.57>	<6.03>	<6.32>	<6.24>	<6.10>	<5.99>	<6.10>	<5.29>
4 (1992)	<5.82>	<5.13>	<5.59>	<5.70>	<5.82>	<5.89>	<5.57>	<5.69>	<5.53>
5 (1993)	<5.52>	<4.26>	<5.56>	<4.81>	<5.62>	<5.56>	<5.11>	<5.41>	<5.22>
6 (1994)	<5.34>	<3.69>	<5.36>	<4.14>	<5.03>	<5.19>	<4.51>	<4.82>	<5.11>
7 (1995)	<5.24>	<2.75>	<5.12>	<3.89>	<4.92>	<4.97>	<4.20>	<4.60>	<4.90>
8 (1996)	<4.99>	<6.97>	<7.24>	<3.48>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>
9 (1997)	<4.66>	・	・	・	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>
10 (1998)	<4.15>	・	・	・	<3.69>	3.17 <3.44>	<3.24>	<3.66>	<3.94>
11 (1999)	<3.62>	・	・	・	<3.45>	3.80 <3.27>	<3.57>	<3.59>	<3.58>
12 (2000)	<3.22>	・	・	・	<3.55>	2.03 <3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
13 (2001)	1.99	・	・	・	<2.54>	1.56 <2.42>	<2.05>	<2.60>	1.29
14 (2002)	0.21	・	・	・	・	2.05 <2.45>	<1.77>	△0.28 <2.20>	△0.39
15 (2003)	4.91	・	・	・	・	3.84 <2.68>	4.83 <1.81>	2.61 <2.00>	4.78
16 (2004)	2.73	・	・	・	・	2.65 <2.35>	3.23 <1.98>	3.35 <1.79>	2.77
17 (2005)	6.82	・	・	・	・	5.36 <2.43>	8.44 <3.59>	5.78 <4.16>	6.88
18 (2006)	3.10	・	・	・	・	2.79 <3.02>	3.36 <4.02>	4.07 <3.76>	3.07
19 (2007)	△3.54	・	・	・	・	△0.53 <3.18>	△3.42 <3.02>	△2.81 <3.14>	△3.38
20 (2008)	△6.83	・	・	・	・	△3.89 <1.20>	△6.79 <0.85>	△7.62 <△0.23>	△7.29
21 (2009)	7.54	・	・	・	・	5.52 <1.50>	6.73 <1.05>	8.27 <△0.55>	7.48
22 (2010)	△0.26	・	・	・	・	1.21 <1.76>	△0.04 <1.06>	0.16 <0.86>	△0.25
23 (2011)	2.17	・	・	・	・	2.06 <1.63>	2.24 <0.83>	1.82 <1.05>	2.15
24 (2012)	9.57	・	・	・	・	5.10 <1.96>	8.90 <0.79>	9.17 <2.27>	9.52
25 (2013)	8.22	・	・	・	・	4.61 <2.41>	7.28 <3.42>	7.27 <5.36>	8.31
26 (2014)	11.61	・	・	・	・	7.45 <3.20>	9.66 <4.06>	8.96 <2.61>	11.79

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 < >内は、簿価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度以前は旧年金基金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。

注6 運用手数料控除後の運用利回りである。

付属資料◆長期時系列表

給付費の推移

年度	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	376	275	18	140	250	8	1,068	15	・	1,106
45 (1970)	1,545	685	60	452	968	26	3,737	151	・	3,960
50 (1975)	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	18,322	4,566	・	23,228
51 (1976)	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	25,269	7,110	・	32,832
52 (1977)	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	32,639	9,440	・	42,659
53 (1978)	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	39,412	11,463	・	51,575
54 (1979)	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	45,702	13,426	・	59,928
55 (1980)	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	54,400	15,763	・	71,143
56 (1981)	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	64,727	18,417	・	84,329
57 (1982)	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	74,188	20,691	・	96,231
58 (1983)	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	82,676	22,481	・	106,667
59 (1984)	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	91,321	24,245	・	117,276
60 (1985)	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	102,637	26,500	・	131,104
61 (1986)	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	117,470	29,137	4,521	151,128
62 (1987)	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	130,052	27,369	6,620	164,041
63 (1988)	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	137,941	29,286	7,779	175,006
平成 元 (1989)	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	149,967	30,713	9,401	190,082
2 (1990)	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	162,019	31,728	10,891	204,638
3 (1991)	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	173,542	32,650	13,549	219,740
4 (1992)	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	185,061	32,763	19,548	237,372
5 (1993)	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	195,018	32,343	25,968	253,329
6 (1994)	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	207,001	32,183	33,351	272,536
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8 (1996)	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9 (1997)	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10 (1998)	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11 (1999)	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13 (2001)	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14 (2002)		203,466		16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15 (2003)		208,140		16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16 (2004)		216,301		16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17 (2005)		220,794		16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18 (2006)		223,491		16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19 (2007)		224,059		16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20 (2008)		226,870		16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21 (2009)		238,467		16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22 (2010)		240,092		16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23 (2011)		237,342		16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24 (2012)		238,627		16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25 (2013)		237,814		16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583
26 (2014)		233,036		15,453	43,520	2,864	294,873	8,276	199,860	503,009

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 昭和60(1985)年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金及び被用者年金制度計には含まず、公的年金制度全体に含んでいる。

注5 厚生年金の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注6 国民年金勘定には昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金勘定には新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。

注7 平成14(2002)年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。

注8 平成26(2014)年度の国民年金には、旧福祉年金勘定分を含まない。

運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	17,492	150	△69	△363	5,239	390	3,606	285	26,730
8 (1996)	10,320	170	△221	△416	5,906	357	6,148	△1,038	21,225
9 (1997)	17,273		△274	△129	6,225	336	2,747	△1,559	24,850
10 (1998)	△1,363		△491	△300	4,468	217	1,503	△1,354	2,678
11 (1999)	△7,804		△559	△778	2,878	107	1,717	△1,181	△5,619
12 (2000)	△22,288		△664	297	△168	△22	698	136	△22,010
13 (2001)	△33,540		△874	△1,498	△112	△106	△1,079	1,191	△36,018
14 (2002)		△28,064		△1,841	△1,478	△99	△2,382	2,036	△32,322
15 (2003)		△26,264		△2,093	△3,111	△192	△2,023	1,535	△32,212
16 (2004)		△13,766		△1,902	△5,141	△267	△2,750	121	△23,719
17 (2005)		△71,123		△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18 (2006)		△48,853		△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19 (2007)		△47,057		△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20 (2008)		△48,148		△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21 (2009)		△45,333		△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22 (2010)		△63,044		△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23 (2011)		△50,867		△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594
24 (2012)		△41,030		△5,312	△11,593	△699	△5,043	△3,327	△67,003
25 (2013)		△38,145		△4,704	△13,725	△571	△3,739	△4,492	△65,376
26 (2014)		△12,371		△3,635	△11,506	△302	△1,819	2,005	△27,628

- 注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。  
 注4 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注5 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注6 平成26(2014)年度の国民年金勘定には、旧福祉年金勘定分を含む。

公的年金各制度の積立金(時価ベース)の推移

年度末	厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 10 (1998)			82,883						
11 (1999)			85,252						
12 (2000)			87,227						
13 (2001)	1,345,967		87,070				97,348	7,246	
14 (2002)	1,320,717		86,986	365,720	31,625	1,805,048	94,698	7,246	1,906,992
15 (2003)	1,359,151		88,175	379,605	32,242	1,859,173	97,160	7,246	1,963,580
16 (2004)	1,382,468		88,564	386,664	33,079	1,890,775	97,151	7,246	1,995,172
17 (2005)	1,403,465		91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18 (2006)	1,397,509		92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19 (2007)	1,301,810		88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20 (2008)	1,166,496		82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21 (2009)	1,207,568		83,230	376,161	33,963	1,700,922	75,079	7,246	1,783,247
22 (2010)	1,141,532		80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23 (2011)	1,114,990		78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24 (2012)	1,178,823		77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25 (2013)	1,236,139		76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
26 (2014)	1,366,656		77,999	424,811	41,925	1,911,390	92,667	31,892	2,035,950

- 注1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。  
 注5 厚生年金の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。  
 注6 旧農林年金から厚生年金へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15(2003)年度に3.50兆円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平成21(2009)年度に0.19兆円、平成22(2010)年度に0.01兆円、平成23(2011)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成26(2014)年度に2.11兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

付属資料◆長期時系列表

公的年金各制度の積立金（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	14,414	2,104	418	2,716	3,329	186	23,168	1,946	.	25,114
45 (1970)	44,202	4,773	1,216	6,690	12,136	555	69,571	7,271	.	76,842
50 (1975)	122,869	9,602	3,074	14,545	34,215	1,606	185,911	18,147	.	204,058
51 (1976)	149,157	10,338	3,663	16,596	40,674	2,020	222,449	18,421	.	240,870
52 (1977)	179,740	10,852	4,299	18,834	48,231	2,497	264,453	18,466	.	282,918
53 (1978)	211,081	11,806	4,990	21,054	56,281	3,082	308,295	20,526	.	328,821
54 (1979)	243,519	12,643	5,716	23,529	64,935	3,807	354,149	23,596	.	377,744
55 (1980)	279,838	13,418	6,499	26,314	75,049	4,680	405,798	26,387	.	432,185
56 (1981)	322,796	14,394	7,408	28,992	85,458	5,660	464,709	28,093	.	492,802
57 (1982)	365,629	15,434	8,293	31,521	95,145	6,719	522,740	30,699	.	553,439
58 (1983)	409,416	16,583	9,185	34,030	105,410	7,867	582,491	29,276	.	611,767
59 (1984)	454,843	18,298	10,071	36,706	117,019	9,096	646,033	27,633	.	673,666
60 (1985)	507,828	17,663	10,910	40,303	131,140	10,407	718,251	25,939	.	744,190
61 (1986)	552,813	17,930	11,819	43,905	145,922	11,544	783,933	21,912	7,246	813,091
62 (1987)	599,638	17,597	12,583	47,037	159,070	12,695	848,620	26,197	7,246	882,063
63 (1988)	656,126	17,853	13,480	50,749	172,359	14,148	924,715	29,409	7,246	961,370
平成 元 (1989)	702,175	18,492	13,941	53,956	187,457	15,613	991,633	32,216	7,246	1,031,095
2 (1990)	768,605	19,271	14,763	57,408	204,859	17,100	1,082,006	36,317	7,246	1,125,569
3 (1991)	839,970	20,205	15,593	60,529	222,455	18,624	1,177,377	43,572	7,246	1,228,195
4 (1992)	911,340	20,979	16,406	63,608	239,749	20,082	1,272,165	51,275	7,246	1,330,686
5 (1993)	978,705	21,751	17,243	66,587	256,125	21,509	1,361,920	58,468	7,246	1,427,634
6 (1994)	1,045,318	22,653	17,871	69,593	271,622	22,822	1,449,879	63,712	7,246	1,520,837
7 (1995)	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8 (1996)	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9 (1997)	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10 (1998)	1,308,446		19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11 (1999)	1,347,988		20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12 (2000)	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13 (2001)	1,373,934		19,746	86,500	369,267	30,800	1,880,246	99,490	7,246	1,986,982
14 (2002)	1,377,023			86,747	374,658	31,368	1,869,796	99,108	7,246	1,976,150
15 (2003)	1,374,110			86,938	378,297	31,802	1,871,147	98,612	7,246	1,977,004
16 (2004)	1,376,619			87,034	380,619	32,102	1,876,374	96,991	7,246	1,980,611
17 (2005)	1,324,020			87,580	388,082	33,180	1,832,862	91,514	7,246	1,931,622
18 (2006)	1,300,980			88,137	397,071	33,834	1,820,022	87,660	7,246	1,914,928
19 (2007)	1,270,568			88,142	401,527	34,677	1,794,914	82,692	7,246	1,884,852
20 (2008)	1,240,188			85,711	395,200	34,366	1,755,465	76,920	7,246	1,839,631
21 (2009)	1,195,052			83,658	389,255	34,073	1,702,038	74,822	7,246	1,784,106
22 (2010)	1,134,604			81,822	383,658	34,083	1,634,167	77,333	7,246	1,718,746
23 (2011)	1,085,263			79,451	376,816	34,156	1,575,686	77,318	7,246	1,660,250
24 (2012)	1,050,354			75,627	368,159	34,224	1,528,364	72,789	23,223	1,624,376
25 (2013)	1,031,737			72,676	366,803	35,463	1,506,680	70,945	29,793	1,607,418
26 (2014)	1,049,500			71,285	369,938	36,428	1,527,152	71,965	31,892	1,631,009

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。  
 注5 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体の昭和60(1985)年度以前は旧船員保険を含まない。  
 注6 厚生年金の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注7 旧農林年金から厚生年金へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15(2003)年度に3.50兆円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平成21(2009)年度

基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等給付費 ①	特別国庫負担額 ②	保険料・拠出金算定対象額 ①-②	基礎年金拠出金単価 (①-②)/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数								
					合計 ③	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
(西暦)	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860	
8 (1996)	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836	
9 (1997)	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485	
10 (1998)	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261	
11 (1999)	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413	
12 (2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162	
13 (2001)	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126	
14 (2002)	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994	
15 (2003)	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845	
16 (2004)	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702	
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701	
18 (2006)	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990	
19 (2007)	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419	
20 (2008)	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005	
21 (2009)	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528	
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141	
23 (2011)	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777	39,588			1,396	3,555	531	8,708	
24 (2012)	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049	39,725			1,390	3,528	542	8,865	
25 (2013)	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494	39,432			1,356	3,451	539	8,716	
26 (2014)	218,294	3,285	215,008	33,146	54,056	40,251			1,368	3,452	552	8,434	

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注4 ( )内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。  
 注5 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金(国民年金勘定)	公的年金制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8 (1996)	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9 (1997)	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10 (1998)	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11 (1999)	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12 (2000)	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13 (2001)	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14 (2002)		102,730		3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15 (2003)		106,850		4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16 (2004)		110,314		4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17 (2005)		115,207		4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18 (2006)		119,991		4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19 (2007)		126,829		4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20 (2008)		133,101		4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21 (2009)		140,933		4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22 (2010)		143,640		5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23 (2011)		145,302		5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24 (2012)		149,213		5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25 (2013)		154,907		5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147
26 (2014)		160,096		5,441	13,731	2,194	181,462	33,546	215,008

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注4 平成9(1997)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。

基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8 (1996)	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9 (1997)	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10 (1998)	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11 (1999)	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12 (2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13 (2001)	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14 (2002)		22,638		1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15 (2003)		21,428		1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16 (2004)		20,145		1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17 (2005)		18,923		1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18 (2006)		17,395		1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19 (2007)		16,241		1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20 (2008)		15,178		1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21 (2009)		15,244		1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22 (2010)		13,864		1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23 (2011)		11,971		1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24 (2012)		10,551		950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25 (2013)		9,472		875	1,943	78	12,368	8,378	20,746
26 (2014)		8,743		757	1,649	67	11,215	7,246	18,461

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 農林漁業団体職員共済組合は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注3 厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 平成9(1997)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。



(4) 公的年金各制度の収支状況

1. 厚生年金保険

年度 (西暦)	収入										支出					収支差	年度末積立金
	積立金 相当額 納付金	国・済 連合会等 拠入金収入	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金	拠 出 金		
昭和45(1970)	747,945	27,812	<249,612>	<750,987>	7,993	<1,033,362>	154,470	12,699	167,168	886,194	<4,420,194>	<12,286,888>					
50(1975)	2,201,975	158,883	<923,535>	<2,100,987>	25,115	<3,136,360>	953,739	35,106	988,845	<2,148,115>	<14,915,079>	<27,983,796>					
51(1976)	2,857,255	233,032	<1,311,503>	<2,576,255>	27,008	<4,040,259>	1,365,141	43,198	1,408,340	<2,632,490>	<36,562,874>	<70,217,477>					
52(1977)	3,458,246	338,261	<1,321,542>	<3,136,704>	31,422	<4,959,433>	1,844,897	50,187	1,895,084	<3,064,349>	<45,484,260>	<89,963,920>					
53(1978)	3,717,578	398,723	<1,511,268>	<3,206,315>	38,308	<5,476,151>	2,270,519	68,220	2,338,739	<3,137,413>	<91,134,021>	<134,844,857>					
54(1979)	3,988,005	442,656	<1,784,624>	<3,203,381>	40,084	<5,982,013>	2,655,665	79,542	2,735,207	<3,246,807>	<111,811,139>	<161,866,463>					
55(1980)	4,700,728	546,602	<2,108,510>	<2,592,218>	38,584	<7,070,548>	3,251,400	185,171	3,436,571	<5,639,917>	<180,782,832>	<279,649,000>					
56(1981)	5,627,452	648,525	<2,399,665>	<3,227,887>	40,208	<8,424,698>	3,922,132	204,876	4,127,008	<6,303,421>	<204,876,412>	<327,279,649>					
57(1982)	5,998,708	546,854	<3,787,679>	<2,211,031>	44,557	<8,989,784>	4,488,567	216,495	4,705,062	<4,284,722>	<36,562,874>	<74,973,979>					
58(1983)	6,290,589	595,170	<4,215,187>	<2,075,402>	38,290	<9,616,473>	5,010,347	226,189	5,236,537	<4,379,936>	<40,941,635>	<84,584,260>					
59(1984)	6,576,374	726,694	<3,921,147>	<2,655,227>	38,791	<10,334,007>	5,528,113	261,418	5,789,531	<4,544,476>	<90,782,832>	<134,844,857>					
60(1985)	7,505,307	913,528	<4,685,221>	<2,818,086>	46,325	<11,794,603>	6,227,415	263,767	6,491,182	<5,303,421>	<111,811,139>	<161,866,463>					
61(1986)	8,601,773	1,587,985	<5,606,092>	<2,998,687>	61,649	<15,358,765>	7,620,876	277,231	7,900,107	<6,542,781>	<180,782,832>	<279,649,000>					
62(1987)	8,914,246	1,643,572	<6,071,151>	<2,842,095>	66,429	<16,549,737>	8,226,025	259,706	8,485,731	<7,117,243>	<204,876,412>	<327,279,649>					
63(1988)	9,450,493	2,961,901	<6,576,255>	<2,842,095>	7,017,973	<22,967,528>	12,905,548	320,535	13,286,083	<6,734,965>	<39,963,920>	<74,973,979>					
64(1989)	10,490,993	1,694,259	<7,211,031>	<3,136,704>	27,503	<24,720,567>	13,827,699	337,494	14,165,193	<8,004,646>	<50,783,277>	<91,134,021>					
平成元(1990)	13,690,892	2,144,172	<8,226,544>	<5,464,351>	28,363	<38,070,844>	15,041,282	263,364	15,304,646	<7,275,991>	<111,811,139>	<161,866,463>					
3(1991)	14,214,107	2,373,857	<9,000,000>	<5,214,107>	27,785	<39,314,654>	15,689,028	280,699	15,969,727	<8,004,646>	<180,782,832>	<279,649,000>					
4(1992)	14,955,011	2,500,993	<9,711,031>	<5,244,980>	25,761	<41,661,907>	17,249,477	327,628	17,577,105	<9,134,021>	<204,876,412>	<327,279,649>					
5(1993)	15,347,447	2,837,695	<10,511,031>	<4,736,416>	27,785	<42,967,528>	18,226,367	335,456	18,561,823	<10,334,007>	<216,495,062>	<349,134,021>					
6(1994)	16,393,805	2,979,058	<11,261,031>	<5,037,765>	27,503	<44,720,567>	19,796,284	339,562	20,135,849	<11,408,340>	<231,519,062>	<369,134,021>					
7(1995)	18,693,282	2,829,544	<12,111,031>	<5,922,515>	28,363	<48,424,011>	21,630,135	349,562	21,979,697	<12,617,243>	<251,536,083>	<391,134,021>					
8(1996)	19,370,863	2,516,904	<13,011,031>	<6,000,000>	27,785	<50,314,654>	23,449,101	354,226	23,803,327	<13,408,340>	<265,551,062>	<401,134,021>					
9(1997)	20,203,868	2,711,454	<14,011,031>	<6,071,151>	27,635	<53,164,894>	25,346,706	345,088	25,691,794	<14,608,340>	<280,134,021>	<411,134,021>					
10(1998)	20,615,075	2,830,224	<15,011,031>	<5,214,107>	27,635	<56,015,361>	27,289,477	335,456	27,624,933	<15,304,646>	<295,551,062>	<421,134,021>					
11(1999)	20,951,217	3,270,886	<16,011,031>	<4,736,416>	27,518	<59,098,253>	29,154,366	339,424	29,493,782	<16,108,340>	<311,134,021>	<431,134,021>					
12(2000)	20,951,217	3,270,886	<17,011,031>	<4,736,416>	28,000	<62,082,515>	31,622,798	354,226	31,977,024	<17,216,495>	<321,134,021>	<441,134,021>					
13(2001)	19,935,367	3,816,383	<18,111,031>	<1,126,333>	26,082	<65,070,844>	34,622,349	345,088	35,017,432	<18,418,340>	<331,134,021>	<451,134,021>					
14(2002)	20,203,868	4,003,622	<19,111,031>	<1,126,333>	25,806	<68,064,472>	38,888,449	345,088	39,233,537	<19,617,243>	<341,134,021>	<461,134,021>					
15(2003)	19,242,534	4,104,519	<20,111,031>	<1,126,333>	25,895	<71,058,945>	42,846,065	349,562	43,195,627	<20,817,243>	<351,134,021>	<471,134,021>					
16(2004)	19,453,700	4,279,206	<21,111,031>	<1,126,333>	20,751	<74,053,543>	46,828,697	349,562	47,173,259	<21,017,243>	<361,134,021>	<481,134,021>					
17(2005)	20,058,432	4,538,450	<22,111,031>	<1,126,333>	20,333	<77,047,819>	50,814,673	349,562	51,164,235	<22,217,243>	<371,134,021>	<491,134,021>					
18(2006)	20,983,461	4,828,547	<23,111,031>	<1,126,333>	450,031	<80,042,315>	54,814,673	349,562	55,164,235	<23,417,243>	<381,134,021>	<501,134,021>					
19(2007)	21,969,092	5,165,882	<24,111,031>	<1,126,333>	575,272	<83,037,819>	59,814,673	349,562	60,164,235	<24,617,243>	<391,134,021>	<511,134,021>					
20(2008)	22,690,321	5,432,309	<25,111,031>	<1,126,333>	348,571	<86,032,292>	64,814,673	349,562	65,164,235	<25,817,243>	<401,134,021>	<521,134,021>					
21(2009)	22,240,813	7,798,304	<26,111,031>	<1,126,333>	190,548	<89,027,819>	70,814,673	349,562	71,164,235	<27,017,243>	<411,134,021>	<531,134,021>					
22(2010)	22,735,943	8,432,554	<27,111,031>	<1,126,333>	9,259	<92,022,315>	75,814,673	349,562	76,164,235	<28,217,243>	<421,134,021>	<541,134,021>					
23(2011)	23,469,880	8,499,225	<28,111,031>	<1,126,333>	388,656	<95,017,819>	80,814,673	349,562	81,164,235	<29,417,243>	<431,134,021>	<551,134,021>					
24(2012)	24,154,939	8,058,302	<29,111,031>	<1,126,333>	319,540	<98,012,315>	85,814,673	349,562	86,164,235	<30,617,243>	<441,134,021>	<561,134,021>					
25(2013)	25,047,243	8,305,804	<30,111,031>	<1,126,333>	271,221	<101,007,819>	90,814,673	349,562	91,164,235	<31,817,243>	<451,134,021>	<571,134,021>					
26(2014)	26,319,617	8,769,018	<31,111,031>	<1,126,333>	244,717	<104,002,315>	95,814,673	349,562	96,164,235	<33,017,243>	<461,134,021>	<581,134,021>					

注1 昭和61(1986)年4月に船員保険の年金部門が厚生年金に統合された。  
 注2 平成8(1997)年4月に旧三共済が厚生年金に統合された。  
 注3 平成14(2002)年4月に農林年金が厚生年金に統合された。  
 注4 昭和46(1971)年度の年度末積立金は、旧現職特別会計の年金額決定の決算勘定に継承された積立金から厚生年金保険特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注5 昭和62(1987)年度以前は、厚生年金特別会計の年金額決定の決算勘定に継承された積立金から厚生年金保険特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注6 昭和62(1987)年度の年度末積立金は、船員保険特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注7 昭和62(1987)年度の取入合計には厚生年金補給事業団からの納付金125億円を含む。  
 注8 平成17(2005)年度以前の年度末積立金は、財政運営特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注9 平成17(2005)年度のその他の支出には、財政運営特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注10 平成18(2006)年度の年度末積立金は、年金積立金管理運営特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注11 平成19(2007)年度の年度末積立金は、年金積立金管理運営特別会計の積立金とされた額5,616億円を含む。  
 注12 く内は、簿面ベースである。

2. 船員保険

年度	収 入					支 出			収支残	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	利息及び 配 当 金	その他収入	合計	給付費	その他支出	合計		
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	7,260	21,978	110,757
46 (1971)	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	8,199	28,305	138,940
47 (1972)	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	9,765	31,633	169,933
48 (1973)	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	13,406	36,825	206,379
49 (1974)	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	25,839	38,696	244,563
50 (1975)	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	34,452	33,111	276,919
51 (1976)	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	45,470	36,168	312,964
52 (1977)	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	58,356	38,867	351,534
53 (1978)	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	70,185	27,050	378,208
54 (1979)	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	81,299	20,768	397,485
55 (1980)	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	101,023	15,182	410,679
56 (1981)	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	121,696	17,966	426,886
57 (1982)	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	136,446	11,119	437,123
58 (1983)	88,977	32,989	28,164	…	…	151,032	…	…	…	436,807
59 (1984)	88,307	40,974	27,183	…	…	171,041	…	…	…	426,898
60 (1985)	89,108	3,014	25,521	…	…	196,725	…	…	…	394,223

- 注1 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。  
 注2 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。  
 注3 船員保険の年金部門は昭和61(1986)年4月に厚生年金に統合された。  
 注4 簿価ベースの数値である。

3. 国家公務員共済組合  
(1) 国家公務員共済組合連合会

年度	拠出保険料収入等		利息及び配当金		基礎年金交付金		制度間調整交付金		財政調整拠入金収入		その他収入		合計		支 出							収支残		年度末積立金
	掛金 (本人負担)	負担金	配当金	利息	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	財政調整 拠入金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計	収支残	年度末 積立金					
昭和 45 (1970)	26,391	51,480	24,735	61,279	72,468	7,394	3,754	106,360	27,407	•	•	•	•	•	•	19	27,427	78,933	486,456					
50 (1975)	66,747	150,459	61,279	72,468	84,332	8,219	7,274	285,879	129,212	•	•	•	•	•	•	128	129,340	156,540	1,101,314					
51 (1976)	74,084	183,912	72,468	84,332	94,389	8,219	7,274	337,738	167,370	•	•	•	•	•	•	247	167,617	170,122	1,271,532					
52 (1977)	81,005	200,268	84,332	94,389	108,105	8,969	7,252	393,824	204,908	•	•	•	•	•	•	166	205,074	188,751	1,460,422					
53 (1978)	85,362	248,644	94,389	108,105	130,214	8,883	7,454	435,647	245,534	•	•	•	•	•	•	519	246,052	189,595	1,650,282					
54 (1979)	94,678	285,030	108,105	130,214	158,031	8,969	7,454	495,267	283,382	•	•	•	•	•	•	1,004	284,387	210,880	1,861,267					
55 (1980)	105,607	312,826	130,214	158,031	183,422	8,883	8,969	557,616	325,279	•	•	•	•	•	•	856	326,134	231,481	2,092,909					
56 (1981)	112,007	338,344	143,129	169,912	201,367	8,883	8,883	602,362	376,787	•	•	•	•	•	•	475	377,262	225,100	2,318,209					
57 (1982)	113,854	356,313	158,908	174,559	228,287	10,019	10,019	639,094	426,831	•	•	•	•	•	•	462	427,293	211,802	2,530,257					
58 (1983)	117,107	379,637	174,559	188,980	251,581	10,308	10,308	681,611	468,357	•	•	•	•	•	•	313	468,670	212,941	2,743,451					
59 (1984)	184,195	476,733	188,980	201,367	263,948	10,895	10,895	860,803	525,646	•	•	•	•	•	•	89,116	614,762	246,041	2,989,804					
60 (1985)	248,108	567,912	201,367	228,287	283,382	11,768	11,768	1,029,156	616,588	•	•	•	•	•	•	48,137	697,748	331,408	3,321,437					
61 (1986)	248,158	797,299	254,024	228,287	309,476	30,946	30,946	1,404,930	881,553	129,533	•	•	•	•	•	185	1,045,285	359,645	4,390,496					
62 (1987)	251,158	878,618	263,948	251,581	325,279	29,394	29,394	1,538,700	1,033,012	158,421	•	•	•	•	•	130	1,226,596	312,104	4,703,705					
63 (1988)	256,225	983,225	275,399	275,399	345,161	32,332	32,332	1,680,639	1,102,781	172,520	•	•	•	•	•	366	1,311,750	368,889	5,074,874					
元 (1989)	291,879	958,759	301,049	301,049	374,427	39,280	39,280	1,727,891	1,195,036	171,520	•	•	•	•	•	3,950	1,407,673	320,218	5,395,551					
平成 2 (1990)	335,453	964,511	349,076	349,076	413,976	3,084	3,084	2,029,405	1,277,760	175,974	•	•	•	•	•	3,695	1,684,679	344,726	5,740,766					
3 (1991)	349,080	988,442	349,716	349,716	453,892	3,612	3,612	2,159,508	1,352,994	188,292	•	•	•	•	•	3,826	1,847,353	312,156	6,052,921					
4 (1992)	361,769	1,041,046	356,275	356,275	525,525	2,282	2,282	2,273,707	1,422,625	206,185	•	•	•	•	•	3,542	1,965,877	307,830	6,360,752					
5 (1993)	373,163	1,073,415	354,145	354,145	584,584	2,557	2,557	2,342,025	1,474,022	217,012	•	•	•	•	•	3,925	2,044,120	297,905	6,658,657					
6 (1994)	399,121	1,119,272	346,257	346,257	639,639	1,957	1,957	2,447,472	1,529,708	234,374	•	•	•	•	•	4,366	2,146,875	300,597	6,959,255					
7 (1995)	451,781	1,159,673	346,347	346,347	716,716	1,823	1,823	2,592,442	1,600,454	262,396	•	•	•	•	•	3,555	2,282,380	310,062	7,269,317					
8 (1996)	471,275	1,155,437	350,518	350,518	816,816	1,860	1,860	2,653,842	1,611,680	273,272	•	•	•	•	•	4,104	2,344,948	308,894	7,578,211					
9 (1997)	489,180	1,191,324	328,917	328,917	917,917	1,789	1,789	2,334,630	1,624,037	284,760	2,083	•	•	•	•	3,679	2,018,612	316,017	7,894,229					
10 (1998)	492,401	1,218,502	272,830	272,830	1,017,106	1,773	1,773	2,233,339	1,651,671	307,463	2,527	•	•	•	•	4,511	1,983,879	239,461	8,133,689					
11 (1999)	496,403	1,201,851	266,622	266,622	1,118,118	1,538	1,538	2,187,241	1,660,777	328,846	2,527	•	•	•	•	4,682	2,002,020	185,221	8,318,911					
12 (2000)	509,192	1,204,083	249,858	249,858	1,211,121	1,452,289	1,452,289	2,316,753	1,680,029	353,454	2,527	•	•	•	•	4,569	2,040,579	276,174	8,595,085					
13 (2001)	511,292	1,188,683	210,393	199,347	1,311,131	1,982	1,982	2,111,698	1,686,720	360,813	2,527	•	•	•	•	6,723	2,056,783	54,915	8,649,999					
14 (2002)	505,336	1,177,559	216,862	193,492	1,417,147	2,317	2,317	2,095,567	1,685,208	371,894	2,249	•	•	•	•	11,537	2,070,888	24,678	8,674,678					
15 (2003)	510,656	1,174,389	235,755	183,281	1,516,183	2,331	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	3,961	•	•	•	•	8,644	2,087,332	19,081	8,693,759					
16 (2004)	509,821	1,156,354	210,947	172,862	1,617,167	2,571	2,571	2,123,384	1,677,860	419,213	2,790	•	•	•	•	13,926	2,113,788	9,596	8,703,354					
17 (2005)	512,913	1,145,135	242,287	164,015	1,716,164	2,871	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	3,079	•	•	•	•	37,373	2,129,868	54,596	8,757,951					
18 (2006)	515,619	1,136,788	260,666	155,206	1,811,155	2,996	2,996	2,152,057	1,668,638	420,968	3,109	•	•	•	•	3,546	2,096,261	55,796	8,813,746					
19 (2007)	516,513	1,119,900	278,922	144,622	1,911,144	3,311	3,311	2,125,712	1,673,370	441,681	2,682	•	•	•	•	7,541	2,125,275	437	8,814,184					
20 (2008)	520,838	1,050,884	171,190	135,019	2,019,135	3,347	3,347	1,952,663	1,673,624	449,289	2,679	•	•	•	•	70,171	2,195,762	△243,100	8,571,084					
21 (2009)	515,323	1,099,354	150,848	126,068	2,119,126	3,749	3,749	1,983,761	1,677,506	481,072	2,770	•	•	•	•	27,731	2,189,079	△205,318	8,365,766					
22 (2010)	513,612	1,212,849	169,515	112,981	2,212,112	4,051	4,051	2,061,229	1,681,727	532,536	2,295	•	•	•	•	28,206	2,244,763	△183,534	8,182,232					
23 (2011)	525,624	1,225,890	153,423	103,067	2,313,103	4,222	4,222	2,021,832	1,666,456	564,412	2,762	•	•	•	•	25,854	2,268,994	△237,162	7,945,069					
24 (2012)	517,908	1,140,160	163,538	89,855	2,413,898	4,714	4,714	1,916,175	1,663,498	551,305	2,773	•	•	•	•	29,644	2,298,511	△382,336	7,562,734					
25 (2013)	526,386	1,106,630	184,419	85,207	2,519,184	3,776	3,776	1,906,418	1,621,579	543,100	2,819	•	•	•	•	12,577	2,201,534	△295,116	7,267,618					
26 (2014)	561,840	1,109,634	226,249	75,016	2,619,750	3,419	3,419	1,976,158	1,545,342	554,442	2,792	•	•	•	•	57,591	2,115,227	△139,069	7,128,548					

注 1 昭和59(1984)年4月に郵政省共済組合が加入した。

注 2 平成12(2000)年度のその他の収入には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。

注 3 簿価ベースの数値である。

付属資料◆長期時系列表

(2) 郵政省共済組合

年度	収 入						支 出			収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等			利息及び 配当金	その他 収 入	合 計	給付費	その他 支 出	合 計		
	掛 金 (本人負担)	負担金	計								
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	9,543	21,373	30,916	11,209	47	42,172	17,806	8	17,813	24,359	182,561
46 (1971)	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176
47 (1972)	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036
48 (1973)	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456
49 (1974)	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368
50 (1975)	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172
51 (1976)	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103
52 (1977)	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987
53 (1978)	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096
54 (1979)	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588
55 (1980)	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487
56 (1981)	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018
57 (1982)	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855
58 (1983)	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558
59 (1984)	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780
60 (1985)	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842

注1 郵政省共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合連合会に加入した。

注2 簿価ベースの数値である。

4. 公共企業体職員等共済組合  
(1) 合計

年度	収入										支出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等 掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	長期財政 調整交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合計				
昭和 45 (1970)	27,951	81,439	27,018	・	・	・	1,793	138,201	68,529	・	・	・	188	68,717	69,485	477,254		
46 (1971)	32,914	96,469	31,942	・	・	・	2,132	163,456	82,380	・	・	・	226	82,606	80,850	558,563		
47 (1972)	37,169	111,227	37,044	・	・	・	2,866	188,306	97,238	・	・	・	282	97,520	90,785	650,135		
48 (1973)	43,101	131,565	41,771	・	・	・	2,919	219,356	122,238	・	・	・	327	122,565	96,792	747,022		
49 (1974)	55,525	172,693	52,031	・	・	・	4,237	284,486	167,565	・	・	・	426	167,991	116,495	863,781		
50 (1975)	63,587	201,554	58,027	・	・	・	5,680	328,848	231,908	・	・	・	669	232,577	96,271	960,202		
51 (1976)	73,367	233,619	62,117	・	・	・	6,064	375,167	300,991	・	・	・	689	301,680	73,487	1,033,848		
52 (1977)	79,290	261,125	66,662	・	・	・	7,070	414,147	362,234	・	・	・	722	362,956	51,191	1,085,236		
53 (1978)	90,050	348,396	72,436	・	・	・	7,996	518,879	422,873	・	・	・	786	423,659	95,219	1,180,610		
54 (1979)	92,563	384,906	78,316	・	・	・	9,090	564,875	480,532	・	・	・	879	481,411	83,465	1,264,337		
55 (1980)	95,195	430,602	87,130	・	・	・	10,581	623,508	545,212	・	・	・	968	546,180	77,328	1,341,812		
56 (1981)	112,700	515,228	91,722	・	・	・	12,489	732,139	633,689	・	・	・	1,124	634,813	97,326	1,439,390		
57 (1982)	117,204	599,739	100,319	・	・	・	13,505	830,767	725,739	・	・	・	1,339	727,078	103,689	1,543,416		
58 (1983)	120,781	682,732	111,240	・	・	・	14,653	929,407	813,327	・	・	・	1,508	814,835	114,572	1,658,302		
59 (1984)	137,066	787,620	115,903	・	・	・	15,503	1,056,093	883,054	・	・	・	1,661	884,715	171,377	1,829,822		
60 (1985)	149,665	795,154	127,603	・	・	・	16,618	1,106,129	972,222	・	・	・	1,800	983,390	122,738	1,766,327		
61 (1986)	136,704	738,711	117,795	45,599	・	・	18,127	1,091,132	980,106	73,013	・	・	1,962	1,064,729	26,403	1,793,030		
62 (1987)	127,235	819,254	103,478	67,563	・	・	17,953	1,183,254	1,116,736	86,363	・	・	1,875	1,214,912	△31,659	1,759,679		
63 (1988)	130,613	847,666	99,306	103,417	・	・	19,395	1,261,771	1,135,818	83,580	・	・	1,842	1,231,475	30,295	1,785,309		
平成 元 (1989)	144,045	858,445	103,703	117,354	・	・	19,620	1,315,656	1,160,207	77,187	・	・	1,846	1,249,784	65,872	1,849,239		
2 (1990)	163,823	840,105	96,489	127,669	197,270	8,000	18,580	1,451,936	1,185,088	85,367	100,107	・	2,010	1,372,573	79,363	1,927,126		
3 (1991)	172,430	835,208	115,142	150,283	251,543	8,000	186	1,532,792	1,210,143	90,966	134,947	・	3,317	1,439,373	93,419	2,020,545		
4 (1992)	178,003	833,754	110,769	170,250	265,888	8,000	210	1,566,875	1,237,848	100,271	149,293	・	2,062	1,489,474	77,401	2,097,946		
5 (1993)	181,978	846,537	111,609	191,406	256,963	4,000	269	1,592,763	1,249,957	105,458	157,996	・	2,181	1,515,591	77,171	2,175,117		
6 (1994)	190,364	855,693	110,129	215,040	270,787	4,000	405	1,646,418	1,270,910	111,539	171,736	・	2,073	1,556,259	90,159	2,265,277		
7 (1995)	210,380	888,679	106,735	237,204	254,933	2,000	349	1,700,279	1,303,999	121,782	190,180	・	2,123	1,618,084	82,195	2,347,472		
8 (1996)	217,501	879,746	169,332	244,494	273,509	2,000	492	1,787,075	1,293,206	126,731	208,803	・	5,096	1,633,835	153,240	2,500,712		

注1 公共企業体職員等共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合に統合された。  
 注2 昭和59(1984)年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。  
 注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注4 簿価ベースの数値である。

(2) 日本鉄道共済組合

年度 (西暦)	拠出保険料収入等			収入							支出					年度末 積立金 百万円
	掛金 (本人負担)	負担金	百万円	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	長期財政 調整交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	その他 支出	合計		
															百万円	
昭和 45 (1970)	17,797	54,864	15,515	•	•	•	•	0	88,176	53,431	•	•	11	53,442	34,734	259,342
46 (1971)	20,875	64,706	17,966	•	•	•	•	0	103,547	64,195	•	•	10	64,205	39,343	298,782
47 (1972)	23,133	74,043	20,625	•	•	•	•	0	117,802	75,955	•	•	9	75,964	41,838	340,709
48 (1973)	26,346	86,984	23,252	•	•	•	2	2	136,583	95,356	•	•	17	95,373	41,210	382,010
49 (1974)	33,332	113,414	29,198	•	•	•	26	26	175,969	131,486	•	•	33	131,519	44,450	426,570
50 (1975)	37,759	132,290	30,696	•	•	•	4	4	200,749	182,931	•	•	42	182,972	17,777	444,492
51 (1976)	43,922	155,512	30,182	•	•	•	0	0	229,615	238,394	•	•	72	238,466	△8,851	435,795
52 (1977)	46,973	175,092	28,927	•	•	•	0	0	250,992	287,292	•	•	51	287,343	△36,351	399,634
53 (1978)	56,148	257,781	30,998	•	•	•	0	0	344,927	336,559	•	•	73	336,632	8,296	408,082
54 (1979)	57,050	286,017	32,613	•	•	•	0	0	375,680	382,949	•	•	73	383,022	△7,342	400,990
55 (1980)	58,197	324,467	34,148	•	•	•	0	0	416,813	433,529	•	•	91	433,621	△16,808	384,313
56 (1981)	69,368	395,967	34,214	•	•	•	0	0	499,549	503,951	•	•	136	504,087	△4,538	380,007
57 (1982)	71,688	468,939	34,039	•	•	•	0	0	574,666	575,342	•	•	180	575,522	△856	379,461
58 (1983)	74,476	541,451	34,563	•	•	•	0	0	650,491	642,819	•	•	152	642,972	7,519	387,270
59 (1984)	83,126	622,745	35,806	•	•	•	0	0	741,676	691,055	•	•	176	691,231	50,446	437,846
60 (1985)	82,834	599,857	36,944	•	•	•	17,088	0	736,723	755,060	•	•	142	755,202	△18,478	419,587
61 (1986)	71,482	550,352	34,012	33,431	•	•	846	846	724,317	751,262	35,946	•	133	787,340	△63,023	356,820
62 (1987)	59,766	620,593	21,533	52,458	•	•	256	256	802,375	846,992	40,287	•	31	887,309	△84,934	270,128
63 (1988)	60,543	637,542	18,838	79,638	•	•	63	63	857,996	847,574	34,156	•	11	881,741	△23,745	240,814
平成 元 (1989)	62,922	632,984	17,223	88,925	•	•	59	59	874,602	845,469	28,775	•	8	874,252	351	238,801
2 (1990)	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	8,000	54	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	△2,795	234,473
3 (1991)	76,683	591,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,183	947,636	19,807	254,280
4 (1992)	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420
5 (1993)	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,262	299,682
6 (1994)	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649
7 (1995)	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	368,654
8 (1996)	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860

注1 日本鉄道共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 簿価ベースの数値である。

(3) 日本電信電話共済組合

年度 (西暦)	収入			支出						収支残	年度末 積立金				
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金			制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合計
	掛金 (本人負担)	負担金													
昭和 45 (1970)	8,726	22,384	9,364	•	•	1,704	42,177	11,836	•	•	•	177	12,013	30,164	182,602
46 (1971)	10,429	26,865	11,538	•	•	2,028	50,859	14,206	•	•	•	214	14,420	36,439	219,402
47 (1972)	12,240	31,532	13,692	•	•	2,743	60,208	16,567	•	•	•	265	16,831	43,377	263,473
48 (1973)	14,672	37,796	15,410	•	•	2,811	70,690	20,928	•	•	•	305	21,233	49,457	312,933
49 (1974)	19,521	50,287	19,223	•	•	4,062	93,093	27,972	•	•	•	391	28,364	64,730	377,815
50 (1975)	22,782	58,689	23,143	•	•	5,598	110,213	37,851	•	•	•	624	38,476	71,738	449,554
51 (1976)	26,018	66,128	27,414	•	•	6,016	125,576	48,306	•	•	•	577	48,883	76,692	526,251
52 (1977)	28,629	72,765	32,807	•	•	6,881	141,083	58,008	•	•	•	606	58,614	82,469	608,723
53 (1978)	30,068	76,422	36,301	•	•	7,913	150,703	66,894	•	•	•	684	67,577	83,126	691,850
54 (1979)	31,559	83,800	40,206	•	•	9,078	164,643	75,676	•	•	•	804	76,480	88,163	780,024
55 (1980)	33,004	90,327	46,987	•	•	10,574	180,893	87,070	•	•	•	876	87,946	92,946	872,983
56 (1981)	38,314	100,063	51,219	•	•	12,470	202,066	101,452	•	•	•	988	102,440	99,627	972,622
57 (1982)	40,335	109,844	60,058	•	•	13,473	223,710	118,073	•	•	•	1,158	119,231	104,480	1,077,126
58 (1983)	41,166	116,769	70,233	•	•	14,593	242,762	134,637	•	•	•	1,335	135,972	106,790	1,183,931
59 (1984)	47,756	137,786	73,703	•	•	15,457	274,701	153,184	•	•	•	1,423	154,607	120,094	1,304,035
60 (1985)	59,177	156,314	83,665	•	•	16,556	315,711	174,288	•	•	8,455	1,574	184,316	131,395	1,262,258
61 (1986)	57,993	152,116	78,273	9,268	•	17,248	314,898	185,333	33,544	•	8,708	1,688	229,273	85,625	1,347,917
62 (1987)	60,415	159,499	74,574	11,096	•	17,651	323,236	218,115	42,050	•	8,969	1,823	270,957	52,279	1,400,217
63 (1988)	63,052	171,213	74,051	18,901	•	19,296	346,513	234,512	45,381	•	9,238	1,819	290,950	55,563	1,456,671
平成 元 (1989)	73,218	187,065	81,337	22,376	•	19,533	383,550	257,210	44,320	•	9,515	1,839	312,883	70,647	1,527,702
2 (1990)	84,074	200,309	78,535	26,423	•	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	—	2,010	378,815	82,292	1,610,033
3 (1991)	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	—	2,055	417,738	73,720	1,683,753
4 (1992)	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,285	—	1,988	447,082	55,516	1,739,270
5 (1993)	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	—	2,077	464,357	55,226	1,794,496
6 (1994)	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	—	1,989	488,233	48,668	1,843,163
7 (1995)	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	—	2,084	522,405	55,135	1,898,298
8 (1996)	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	—	4,967	538,174	106,924	2,005,223

注1 日本電信電話共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
注2 簿価ベースの数値である。



(4) 日本たばこ産業共済組合

年度 (西暦)	拠出保険料収入等		収入						支出						収支残	年度末 積立金
	掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期時政 調整拠出金	その他 支出	合計			
														百万円		
昭和 45 (1970)	1,429	4,191	2,139	・	・	89	7,848	3,261	・	・	・	0	3,261	4,586	35,310	
46 (1971)	1,610	4,898	2,438	・	・	104	9,050	3,979	・	・	・	3	3,982	5,068	40,380	
47 (1972)	1,795	5,653	2,726	・	・	123	10,296	4,717	・	・	・	8	4,725	5,571	45,953	
48 (1973)	2,083	6,785	3,108	・	・	106	12,083	5,953	・	・	・	5	5,959	6,124	52,079	
49 (1974)	2,673	8,992	3,611	・	・	149	15,424	8,107	・	・	・	2	8,109	7,316	59,396	
50 (1975)	3,046	10,575	4,188	・	・	77	17,886	11,126	・	・	・	3	11,129	6,756	66,156	
51 (1976)	3,428	11,979	4,522	・	・	47	19,976	14,291	・	・	・	40	14,331	5,645	71,803	
52 (1977)	3,687	13,267	4,928	・	・	189	22,073	16,934	・	・	・	65	16,999	5,073	76,878	
53 (1978)	3,835	14,193	5,137	・	・	84	23,248	19,421	・	・	・	30	19,450	3,798	80,678	
54 (1979)	3,954	15,089	5,497	・	・	12	24,553	21,907	・	・	・	2	21,909	2,643	83,323	
55 (1980)	3,994	15,807	5,995	・	・	7	25,803	24,612	・	・	・	0	24,613	1,190	84,516	
56 (1981)	5,017	19,198	6,290	・	・	19	30,524	28,286	・	・	・	0	28,286	2,238	86,761	
57 (1982)	5,181	20,955	6,222	・	・	32	32,391	32,324	・	・	・	2	32,325	66	86,829	
58 (1983)	5,138	24,512	6,444	・	・	60	36,154	35,870	・	・	・	21	35,891	263	87,100	
59 (1984)	6,184	27,090	6,394	・	・	47	39,715	38,815	・	・	・	63	38,878	837	87,941	
60 (1985)	7,654	38,984	6,994	・	・	62	53,694	42,875	・	・	913	85	43,872	9,822	84,482	
61 (1986)	7,229	36,244	5,510	2,900	・	33	51,917	43,511	3,523	・	940	141	48,115	3,801	88,293	
62 (1987)	7,054	39,162	7,372	4,009	・	46	57,642	51,629	4,027	・	969	21	56,646	996	89,333	
63 (1988)	7,018	38,911	6,417	4,879	・	36	57,262	53,732	4,043	・	998	12	58,785	△1,523	87,825	
平成 元 (1989)	7,905	38,395	5,143	6,053	・	28	57,524	57,529	4,092	・	1,028	0	62,649	△5,125	82,737	
2 (1990)	8,655	40,335	6,443	6,283	8,800	29	70,545	60,987	4,200	5,491	・	0	70,678	△134	82,620	
3 (1991)	9,228	40,194	5,537	7,525	11,392	14	73,891	62,188	4,337	7,395	・	78	73,998	△108	82,512	
4 (1992)	9,721	39,570	4,922	8,582	12,190	8	74,994	62,940	5,044	8,202	・	63	76,249	△1,255	81,257	
5 (1993)	9,958	41,161	4,152	9,362	12,638	13	77,284	63,396	5,466	8,675	・	63	77,601	△317	80,940	
6 (1994)	10,490	41,625	3,569	10,141	13,392	14	79,231	64,587	5,662	9,391	・	67	79,707	△475	80,464	
7 (1995)	11,617	42,799	3,309	10,829	14,415	10	82,978	66,313	6,183	10,405	・	22	82,923	55	80,520	
8 (1996)	11,777	42,662	2,954	10,984	15,408	53	83,838	65,977	6,330	11,408	・	13	83,728	110	80,630	

注1 日本たばこ産業共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
注2 簿価ベースの数値である。



5. 地方公務員共済組合

年度 (西暦)	入						出						収支残	年度末 積立金		
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	財政調整 拠出金			その他 支出	合計
	拠金 (本人負担)	負担金														
昭和 45 (1970)	87,376	182,046	1,874	66,962	441	338,639	96,806	823	97,629	241,070	1,213,586	241,070	1,213,586			
50 (1975)	253,029	555,531	2,797	197,907	1,974	1,011,238	410,026	1,351	411,377	599,861	3,421,490	599,861	3,421,490			
51 (1976)	278,830	674,441	4,247	235,900	972	1,194,390	551,172	1,336	552,508	641,881	4,067,430	641,881	4,067,430			
52 (1977)	305,525	844,453	5,615	278,347	1,712	1,435,652	679,325	1,560	680,885	754,767	4,823,062	754,767	4,823,062			
53 (1978)	326,004	954,579	5,723	321,224	2,206	1,609,737	802,756	1,893	804,649	805,087	5,628,126	805,087	5,628,126			
54 (1979)	356,256	1,054,427	6,419	374,067	836	1,792,005	925,132	1,748	926,880	865,125	6,493,473	865,125	6,493,473			
55 (1980)	411,153	1,203,174	7,634	454,103	1,402	2,077,465	1,064,816	1,480	1,066,296	1,011,170	7,504,886	1,011,170	7,504,886			
56 (1981)	439,879	1,321,411	8,426	517,685	1,098	2,288,498	1,246,320	1,496	1,247,816	1,040,682	8,545,817	1,040,682	8,545,817			
57 (1982)	445,689	1,369,328	8,492	588,127	1,132	2,412,768	1,442,689	1,385	1,444,075	968,693	9,514,461	968,693	9,514,461			
58 (1983)	459,345	1,507,095	8,514	656,400	1,694	2,633,048	1,605,698	985	1,606,684	1,026,364	10,541,019	1,026,364	10,541,019			
59 (1984)	536,713	1,686,457	8,176	787,500	1,533	3,020,378	1,793,778	1,446	1,794,924	1,225,454	11,701,904	1,225,454	11,701,904			
60 (1985)	680,817	1,931,357	7,916	807,386	14,990	3,442,467	2,016,399	13,863	2,030,263	1,412,204	13,113,980	1,412,204	13,113,980			
61 (1986)	701,288	2,093,391	7,803	872,616	23,890	3,898,448	2,046,634	357,538	2,404,172	1,477,535	14,592,179	1,477,535	14,592,179			
62 (1987)	716,581	2,186,200	7,106	905,332	25,068	4,136,529	2,367,990	437,956	2,804,946	1,314,739	15,907,036	1,314,739	15,907,036			
63 (1988)	734,110	2,328,591	7,615	951,781	27,378	4,323,348	2,515,087	463,764	3,078,851	1,328,970	17,235,898	1,328,970	17,235,898			
64 (1989)	824,406	2,547,882	7,286	1,049,141	26,650	4,704,902	2,712,037	462,413	3,174,450	1,509,653	18,745,724	1,509,653	18,745,724			
平成 元 (1990)	1,002,836	2,578,089	6,992	1,179,703	27,067	5,163,309	2,898,758	486,359	3,384,117	1,739,692	20,485,949	1,739,692	20,485,949			
3 (1991)	1,047,759	2,680,582	6,755	1,240,998	8,516	5,409,093	3,098,659	526,974	3,625,633	1,759,293	22,245,465	1,759,293	22,245,465			
4 (1992)	1,086,673	2,823,406	6,536	1,248,993	8,925	5,637,429	3,299,999	584,263	3,882,262	1,729,084	23,974,902	1,729,084	23,974,902			
5 (1993)	1,119,817	2,899,617	6,294	1,228,493	12,158	5,728,729	3,448,572	622,423	4,071,045	1,637,387	25,612,458	1,637,387	25,612,458			
6 (1994)	1,201,192	3,008,220	...	1,160,026	10,156	6,233,205	3,616,974	665,187	4,248,161	1,549,449	27,162,201	1,549,449	27,162,201			
7 (1995)	1,360,370	3,199,456	...	1,154,270	3,915	6,245,588	3,817,568	735,103	4,062,671	1,678,137	28,840,558	1,678,137	28,840,558			
8 (1996)	1,408,046	3,310,441	...	1,090,983	3,377	6,349,913	3,880,497	772,787	4,168,284	1,681,605	30,522,019	1,681,605	30,522,019			
9 (1997)	1,473,163	3,390,803	...	1,100,889	3,454	6,489,134	3,937,609	802,125	4,291,733	1,723,381	32,245,483	1,723,381	32,245,483			
10 (1998)	1,487,724	3,379,887	...	1,053,483	3,491	6,428,052	4,052,290	855,753	4,373,043	1,489,992	33,735,760	1,489,992	33,735,760			
11 (1999)	1,496,501	3,356,694	...	1,210,895	3,744	6,563,416	4,117,695	914,453	4,452,148	1,498,716	35,234,559	1,498,716	35,234,559			
12 (2000)	1,484,459	3,313,927	...	932,812	5,785	6,216,604	4,142,973	970,302	4,114,275	1,613,013	36,150,657	1,613,013	36,150,657			
13 (2001)	1,483,454	3,310,036	...	787,165	3,380	6,038,513	4,200,502	986,094	4,196,596	1,775,975	36,926,665	1,775,975	36,926,665			
14 (2002)	1,474,098	3,249,410	...	686,954	8,094	5,843,484	4,229,753	1,010,753	4,240,507	1,788,888	37,715,518	1,788,888	37,715,518			
15 (2003)	1,471,785	3,161,261	...	699,988	3,107	5,730,771	4,261,828	1,055,670	4,317,498	1,782,888	38,508,406	1,782,888	38,508,406			
16 (2004)	1,478,755	3,120,805	...	753,371	3,994	5,747,932	4,278,282	1,123,499	4,401,781	1,705,888	39,214,294	1,705,888	39,214,294			
17 (2005)	1,498,023	3,084,338	...	1,360,355	3,507	6,318,004	4,291,509	1,122,556	4,413,061	1,743,888	40,958,182	1,743,888	40,958,182			
18 (2006)	1,509,883	3,051,564	...	1,564,510	3,580	6,463,772	4,314,901	1,115,898	4,428,799	1,743,888	41,702,080	1,743,888	41,702,080			
19 (2007)	1,514,337	3,043,559	...	1,196,646	4,364	6,070,820	4,350,254	1,168,716	4,518,966	1,743,888	42,445,966	1,743,888	42,445,966			
20 (2008)	1,505,541	2,920,738	...	524,206	9,976	5,251,633	4,391,733	1,199,466	4,591,199	1,743,888	43,189,812	1,743,888	43,189,812			
21 (2009)	1,471,690	3,080,789	...	501,375	4,980	5,336,981	4,469,357	1,256,041	4,725,406	1,743,888	43,933,758	1,743,888	43,933,758			
22 (2010)	1,458,823	3,282,021	...	471,663	16,554	5,486,225	4,543,263	1,376,130	4,919,393	1,743,888	44,677,648	1,743,888	44,677,648			
23 (2011)	1,472,595	3,308,018	...	396,884	14,016	5,427,554	4,571,036	1,438,836	5,009,872	1,743,888	45,421,536	1,743,888	45,421,536			
24 (2012)	1,487,235	3,056,275	...	377,613	15,092	5,231,360	4,625,564	1,363,014	5,088,574	1,743,888	46,165,420	1,743,888	46,165,420			
25 (2013)	1,473,277	2,875,409	...	1,244,529	4,273	5,802,543	4,557,406	1,357,431	5,014,837	1,743,888	46,909,307	1,743,888	46,909,307			
26 (2014)	1,544,660	2,912,842	...	1,468,417	3,289	6,105,894	4,351,995	1,421,429	5,030,424	1,743,888	47,653,191	1,743,888	47,653,191			

注1 平成6(1994)年度以降の負担金には拠入金を含む。  
 注2 平成12(2000)年度その他支出には旧地方事務官共済組合(1,436億円)を含む。  
 注3 昭和63(1988)年度から平成2(1990)年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合及び警察共済組合の各組合、公立学校共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の合計であり、地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金拠出金の額とは異なる。  
 注4 簿価ベースの数値である。

6. 私立学校教職員共済制度

年度	入						出						収支残	年度末 積立金		
	掛金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	(再掲) 都道府県 補助金	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金			その他 支出	合計
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
昭和 45 (1970)	7,492	492	3,501	•	•	1,106	830	12,591	2,620	•	•	•	10	2,630	9,961	55,474
50 (1975)	28,078	1,962	10,460	•	•	4,553	2,846	45,053	10,067	•	•	•	86	10,153	34,900	160,631
51 (1976)	34,995	2,663	13,276	•	•	4,040	3,473	54,974	13,508	•	•	•	51	13,559	41,414	202,046
52 (1977)	40,358	3,336	16,225	•	•	4,490	3,950	64,409	16,729	•	•	•	55	16,784	47,626	249,671
53 (1978)	50,773	3,898	19,511	•	•	4,206	3,769	78,388	19,487	•	•	•	363	19,850	58,538	308,210
54 (1979)	61,222	4,171	23,930	•	•	4,550	4,137	93,873	20,894	•	•	•	446	21,340	72,533	380,742
55 (1980)	70,465	4,635	30,824	•	•	4,918	4,509	110,841	23,301	•	•	•	260	23,561	87,280	468,022
56 (1981)	77,865	5,621	37,588	•	•	5,240	4,819	126,314	28,264	•	•	•	86	28,350	97,964	565,985
57 (1982)	84,086	5,135	44,622	•	•	5,593	5,129	139,436	33,522	•	•	•	49	33,571	105,865	671,851
58 (1983)	89,120	5,904	52,644	•	•	5,770	5,264	153,439	38,510	•	•	•	90	38,600	114,839	786,689
59 (1984)	94,232	6,754	60,208	•	•	5,910	5,426	167,105	44,065	•	•	•	81	44,147	122,959	909,648
60 (1985)	99,469	7,806	68,498	•	•	6,210	5,759	181,983	50,860	•	•	•	60	50,920	131,063	1,040,711
61 (1986)	108,538	15,468	74,040	5,839	•	6,589	5,891	207,474	60,402	•	•	•	65	93,823	113,652	1,154,363
62 (1987)	111,110	17,469	78,991	10,577	•	6,841	6,168	224,987	67,680	•	•	•	65	109,849	115,138	1,269,501
63 (1988)	116,633	29,386	84,167	29,386	•	7,143	6,465	265,347	73,642	•	•	•	76	120,023	145,324	1,414,825
平成元 (1989)	123,374	21,562	94,918	29,021	•	7,754	6,865	276,628	82,291	•	•	•	81	130,197	146,432	1,561,256
2 (1990)	144,562	22,013	101,495	27,372	•	7,977	6,981	303,418	100,697	•	•	•	116	154,675	148,742	1,709,999
3 (1991)	154,011	24,616	105,675	31,305	•	8,893	7,424	324,501	112,553	•	•	•	221	172,073	152,428	1,862,427
4 (1992)	162,873	27,436	107,032	26,759	•	9,238	7,868	333,337	122,348	•	•	•	130	187,516	145,821	2,008,248
5 (1993)	170,289	25,308	109,593	26,744	•	9,770	8,228	341,704	130,947	•	•	•	179	199,059	142,645	2,150,893
6 (1994)	177,791	25,890	104,256	29,374	•	10,136	8,431	347,446	141,792	•	•	•	195	216,127	131,320	2,282,212
7 (1995)	206,585	29,441	105,631	29,480	•	10,170	8,669	381,307	153,779	•	•	•	400	236,687	144,620	2,426,832
8 (1996)	212,674	31,781	98,531	29,123	•	10,262	8,742	382,372	161,845	•	•	•	289	248,146	134,225	2,561,057
9 (1997)	223,813	32,684	99,626	28,462	•	11,383	8,819	395,969	169,382	•	•	•	386	262,725	133,244	2,694,301
10 (1998)	228,137	34,380	98,925	27,698	25	10,449	8,861	399,614	179,351	•	•	•	403	278,952	120,662	2,814,963
11 (1999)	231,473	36,827	101,312	26,145	29	9,331	8,472	405,117	186,401	•	•	•	456	293,058	112,059	2,927,022
12 (2000)	235,084	40,387	87,460	24,483	•	8,525	7,864	395,939	194,171	•	•	•	417	310,692	85,247	3,012,269
13 (2001)	238,449	41,518	78,289	23,227	•	8,382	7,668	389,866	202,262	•	•	•	430	322,173	67,692	3,079,961
14 (2002)	250,837	42,931	66,737	21,813	•	9,607	7,802	391,925	211,233	•	•	•	365	335,132	56,793	3,136,754
15 (2003)	265,836	45,229	66,968	20,314	•	8,713	7,783	407,059	218,482	•	•	•	4,543	363,651	43,408	3,180,162
16 (2004)	268,009	49,904	73,761	18,996	•	8,723	7,745	419,392	225,209	•	•	•	17,158	389,318	30,075	3,210,237
17 (2005)	278,884	53,696	135,922	17,774	•	8,540	7,646	494,816	230,953	•	•	•	3,128	387,050	107,666	3,318,002
18 (2006)	291,758	55,727	124,987	15,694	•	8,241	7,431	496,406	237,462	•	•	•	1,510	395,557	100,849	3,383,371
19 (2007)	304,887	60,523	87,284	14,632	•	29,780	7,277	497,106	244,147	•	•	•	3,309	414,078	83,028	3,467,682
20 (2008)	318,984	63,682	51,272	14,566	•	7,607	6,600	456,112	250,793	•	•	•	59,285	487,185	△31,074	3,436,608
21 (2009)	329,950	92,498	44,012	12,543	•	7,883	6,849	486,885	257,937	•	•	•	63,524	516,167	△29,282	3,407,327
22 (2010)	341,945	102,970	42,822	10,180	•	8,136	6,877	506,052	267,083	•	•	•	13,903	505,087	965	3,408,292
23 (2011)	354,900	109,703	40,457	8,753	•	7,745	6,576	521,558	271,783	•	•	•	4,797	514,232	7,325	3,415,617
24 (2012)	367,494	104,837	79,232	5,961	•	7,968	6,598	565,490	279,820	•	•	•	4,275	558,734	6,756	3,422,374
25 (2013)	381,266	105,940	181,597	7,865	•	8,739	6,655	685,407	286,666	•	•	•	650	561,449	123,958	3,546,332
26 (2014)	396,624	113,983	128,202	6,678	•	7,926	6,709	653,414	286,363	•	•	•	36,040	591,157	62,257	3,642,786

注 簿価ベースの数値である。

7. 農林漁業団体職員共済組合

年度	収 入						支 出						収支残	年度末 積立金
	掛 金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	その他 支 出		
(昭和)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	19,222	1,114	7,740	25	28,100	6,048	28,100	6,048	21,506	546	6,594	21,506	121,560	
46 (1971)	22,715	1,441	9,529	15	33,700	7,708	33,700	7,708	25,385	608	8,315	25,385	146,945	
47 (1972)	26,798	1,847	11,022	604	40,271	9,398	40,271	9,398	30,192	681	10,079	30,192	177,137	
48 (1973)	31,745	2,462	13,217	602	48,027	12,534	48,027	12,534	34,692	801	13,335	34,692	211,829	
49 (1974)	40,695	3,701	16,869	1,695	62,960	18,848	62,960	18,848	43,149	963	19,811	43,149	254,978	
50 (1975)	52,587	5,272	21,267	1,142	80,268	26,616	80,268	26,616	52,448	1,204	27,820	52,448	307,426	
51 (1976)	62,853	7,255	25,448	1,380	96,936	36,781	96,936	36,781	58,855	1,300	38,081	58,855	366,281	
52 (1977)	70,780	8,967	29,807	1,007	110,560	45,498	110,560	45,498	63,627	1,435	46,933	63,627	429,908	
53 (1978)	78,282	10,522	33,506	1,526	123,835	52,953	123,835	52,953	69,136	1,746	54,699	69,136	499,044	
54 (1979)	84,555	12,321	38,291	1,743	136,910	62,729	136,910	62,729	72,556	1,626	64,355	72,556	571,600	
55 (1980)	91,004	14,316	45,619	1,142	152,082	72,090	152,082	72,090	649,907	1,684	73,774	78,308	649,907	
56 (1981)	107,513	17,193	51,459	2,895	179,060	86,387	179,060	86,387	740,837	1,742	88,129	90,930	740,837	
57 (1982)	115,254	15,377	58,253	2,335	191,219	101,124	191,219	101,124	829,286	1,647	102,771	88,448	829,286	
58 (1983)	120,210	17,606	66,765	1,915	206,495	115,224	206,495	115,224	89,170	2,101	117,325	89,170	918,456	
59 (1984)	124,663	19,670	72,840	1,733	218,905	127,965	218,905	127,965	88,651	2,289	130,254	88,651	1,007,107	
60 (1985)	129,449	22,558	76,222	4,119	232,348	146,407	232,348	146,407	83,888	2,053	148,460	83,888	1,090,995	
61 (1986)	162,511	30,666	78,280	22,037	301,716	157,467	301,716	157,467	90,914	2,202	210,802	90,914	1,181,909	
62 (1987)	170,034	33,761	79,266	33,597	326,116	183,794	326,116	183,794	76,379	2,323	249,738	76,379	1,258,288	
63 (1988)	174,181	65,177	80,302	29,066	358,128	198,441	358,128	198,441	89,677	2,564	268,451	89,677	1,347,965	
平成 元 (1989)	179,089	36,696	83,577	26,865	334,698	218,797	334,698	218,797	46,103	2,522	288,595	46,103	1,394,067	
2 (1990)	224,400	37,752	86,199	38,126	393,770	236,472	393,770	236,472	82,206	1,311	311,564	82,206	1,476,273	
3 (1991)	238,681	40,090	92,125	45,248	421,305	256,834	421,305	256,834	83,053	1,600	338,252	83,053	1,559,326	
4 (1992)	251,044	44,384	90,528	57,309	448,653	277,261	448,653	277,261	81,261	1,597	367,392	81,261	1,640,586	
5 (1993)	262,381	45,711	91,770	65,441	470,896	292,705	470,896	292,705	83,708	1,319	387,189	83,708	1,724,294	
6 (1994)	269,859	47,921	86,197	67,836	477,454	313,055	477,454	313,055	62,808	1,305	414,646	62,808	1,787,102	
7 (1995)	315,322	52,451	87,528	68,930	519,459	337,628	519,459	337,628	80,599	928	450,860	80,599	1,867,701	
8 (1996)	321,284	53,944	78,069	58,921	579,874	346,669	579,874	346,669	55,940	885	463,934	55,940	1,923,641	
9 (1997)	334,550	53,049	77,433	50,391	523,136	356,670	523,136	356,670	50,027	148	473,109	50,027	1,973,668	
10 (1998)	333,395	52,328	71,484	48,099	518,738	370,700	518,738	370,700	22,474	5,774	496,263	22,474	1,996,142	
11 (1999)	331,730	53,920	67,601	53,322	516,043	377,420	516,043	377,420	11,767	1,778	504,275	11,767	2,007,910	
12 (2000)	328,906	57,968	69,768	56,251	520,834	385,377	520,834	385,377	3,422	•	517,412	3,422	2,011,332	
13 (2001)	324,897	59,977	50,683	52,488	495,685	391,634	495,685	391,634	△36,740	•	532,426	△36,740	1,974,592	

注1 農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 昭和58(1983)年度の過年度私入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。なお、長期時系列表(4)の給付費の表の昭和58(1983)年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。

注3 簿価ベースの数値である。

8. 国民年金  
(1) 国民年金勘定

年度 (西暦)	収入			支出			取 支	年度末積立金 百万円					
	保険料 百万円	国庫負担 百万円	利息及び配当金 百万円	基礎年金 交付金 百万円	積立金より 受 入 百万円	その他収入 百万円			合計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	その他支出 百万円	合計 百万円
昭和45(1970)	1,066,433	39,399	<39,074>	・	・	2,144	<184,932>	15,057	・	1,251	16,308	<168,624>	<1,814,683>
50(1975)	369,013	213,319	<109,278>	・	・	2,144	<693,754>	456,626	・	5,725	462,351	<231,404>	<1,842,112>
51(1976)	411,116	120,000	<110,837>	・	・	112,732	<754,686>	711,027	・	6,944	717,971	<36,715>	<1,846,582>
52(1977)	629,347	239,053	<110,796>	・	・	15,849	<995,044>	944,022	・	8,672	952,694	<42,350>	<2,052,622>
53(1978)	832,409	407,550	<112,439>	・	・	44,439	<1,396,837>	1,146,264	・	12,023	1,158,287	<238,550>	<2,359,573>
54(1979)	1,005,868	521,361	<125,282>	・	・	38,981	<1,691,492>	1,342,579	・	16,284	1,358,862	<332,629>	<2,638,712>
55(1980)	1,182,371	541,961	<150,664>	・	・	32,729	<1,907,755>	1,576,336	・	21,433	1,597,769	<309,956>	<2,800,334>
56(1981)	1,240,447	599,635	<182,375>	・	・	37,618	<2,060,075>	1,841,731	・	24,631	1,866,362	<193,713>	<3,069,932>
57(1982)	1,376,101	790,458	<191,489>	・	・	28,566	<2,386,613>	2,069,069	・	25,568	2,094,637	<291,976>	<2,927,573>
58(1983)	1,460,372	489,471	<192,625>	・	・	36,456	<2,178,923>	2,248,060	・	35,914	2,283,974	<105,051>	<2,763,292>
59(1984)	1,500,687	695,719	<184,063>	・	・	42,149	<2,422,618>	2,424,456	・	37,355	2,461,810	<△39,192>	<2,559,851>
60(1985)	1,576,179	843,066	<182,743>	・	・	130,340	<2,732,338>	2,650,013	・	38,367	2,688,380	<43,948>	<2,191,212>
61(1986)	1,212,666	656,720	<133,171>	2,735,359	・	218,357	<4,956,273>	2,913,674	1,440,151	43,736	4,397,561	<568,713>	<2,619,652>
62(1987)	1,262,068	725,897	<133,786>	2,823,005	・	243,454	<5,188,209>	2,736,857	1,742,013	45,533	4,524,403	<663,807>	<2,940,880>
63(1988)	1,284,420	919,737	<149,658>	2,944,183	・	240,910	<5,538,908>	2,928,581	2,006,921	46,613	4,982,115	<556,794>	<3,221,582>
平成元(1989)	1,284,127	970,035	<151,408>	2,991,732	・	240,187	<5,637,490>	3,071,318	2,004,961	45,517	5,121,796	<515,693>	<3,631,712>
2(1990)	1,305,264	954,757	<173,652>	3,041,094	・	240,024	<5,714,791>	3,172,816	1,850,325	47,804	5,070,945	<643,846>	<4,357,171>
3(1991)	1,450,501	1,068,288	<205,708>	3,276,871	・	238,381	<6,239,949>	3,264,977	1,965,573	50,967	5,281,517	<958,432>	<5,127,519>
4(1992)	1,541,601	1,155,029	<255,112>	3,266,673	・	238,238	<6,456,662>	3,276,256	2,125,998	53,975	5,456,229	<1,000,423>	<5,846,811>
5(1993)	1,646,594	1,238,236	<278,925>	3,158,728	・	237,378	<6,559,861>	3,234,283	2,318,813	57,274	5,610,370	<949,491>	<6,371,211>
6(1994)	1,729,585	1,088,933	<304,284>	3,132,807	・	235,564	<6,491,173>	3,218,343	2,537,141	59,700	5,815,184	<675,988>	<6,951,616>
7(1995)	1,825,122	1,184,556	<318,373>	3,186,850	・	158,093	<6,672,993>	3,219,325	2,705,517	69,196	5,994,037	<678,956>	<7,848,328>
8(1996)	1,920,898	1,467,872	<329,609>	3,039,463	・	105,650	<6,863,492>	3,104,236	2,732,338	82,552	5,919,126	<944,366>	<8,468,289>
9(1997)	1,945,339	1,332,231	<340,452>	2,843,477	・	55,738	<6,517,237>	2,978,332	2,835,175	88,615	5,902,122	<615,115>	<8,961,987>
10(1998)	1,971,603	1,326,490	<336,751>	2,782,607	・	4,419	<6,421,869>	2,893,295	2,960,658	80,817	5,934,769	<487,099>	<9,461,724>
11(1999)	2,002,527	1,322,664	<323,554>	2,674,773	・	4,119	<6,327,638>	2,778,099	2,971,637	82,692	5,832,428	<495,210>	<9,829,796>
12(2000)	1,967,841	1,363,651	<282,834>	2,570,129	・	4,334	<6,188,789>	2,645,403	3,092,488	98,241	5,836,132	<352,657>	<9,734,832>
13(2001)	1,953,760	1,430,706	<226,287>	2,424,547	・	3,564	<5,937,136>	<6,038,864>	2,513,268	3,287,082	120,117	5,920,467	<9,949,015>
14(2002)	1,895,793	1,456,538	<199,718>	2,277,134	・	3,217	<5,595,554>	<5,822,401>	2,381,898	3,369,340	119,643	5,870,881	<9,469,806>
15(2003)	1,962,656	1,496,285	<152,279>	2,153,429	・	3,021	<6,063,559>	<5,767,670>	2,229,305	3,485,304	109,071	5,817,681	<9,716,031>
16(2004)	1,935,434	1,521,882	<104,365>	2,007,558	・	1,641	<5,731,932>	<5,570,880>	2,088,782	3,543,720	109,058	5,741,560	<9,715,059>
17(2005)	1,948,002	1,702,013	<645,124>	1,876,341	453,864	1,495	<6,626,839>	<6,117,461>	1,952,711	3,897,559	374,254	6,224,525	<9,676,646>
18(2006)	1,903,806	1,797,136	<287,928>	1,710,801	282,814	25,429	<6,007,915>	<5,916,455>	1,814,902	4,100,247	120,696	6,035,846	<9,382,776>
19(2007)	1,858,173	1,843,634	<307,263>	1,577,224	149,026	33,573	<5,154,367>	<5,572,898>	1,686,247	4,115,111	130,873	5,932,230	<8,467,428>
20(2008)	1,746,999	1,855,801	<592,416>	1,486,258	173,700	42,390	<4,712,731>	<5,414,435>	1,577,238	4,121,836	134,604	5,834,378	<7,188,490>
21(2009)	1,694,961	2,055,363	<529,565>	1,353,361	—	30,667	<5,663,917>	<5,194,684>	1,477,278	3,738,901	143,571	5,359,750	<7,507,942>
22(2010)	1,671,654	1,689,847	<19,380>	1,303,994	—	39,123	<4,685,239>	<4,704,967>	1,338,604	2,983,621	143,555	4,465,781	<7,739,360>
23(2011)	1,580,681	1,865,971	<166,224>	1,152,929	50,000	21,957	<4,837,763>	<4,673,064>	1,188,442	3,315,224	136,132	4,639,798	<8,902,515>
24(2012)	1,612,399	2,193,764	<729,305>	862,888	497,600	21,085	<5,917,040>	<5,222,063>	1,058,972	3,998,677	136,830	5,194,479	<8,144,589>
25(2013)	1,617,761	2,111,919	<662,219>	783,543	274,900	14,827	<5,465,170>	<4,976,224>	940,991	3,837,846	123,063	4,901,900	<8,449,174>
26(2014)	1,625,468	1,931,915	<986,534>	719,752	—	12,765	<5,276,436>	<4,580,889>	827,578	3,499,228	145,021	4,471,828	<9,266,689>

注1 平成17(2005)年度以降の簿価ベースの利息及び配当金には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17(2005)年度は年金積立金運用基金拠出金)を加えたものを計上している。

注2 平成17(2005)年度の簿価ベースの利息及び配当金には、財政融資基金繰上償還基金拠出金(2,632億円)を含む。

注3 平成18(2006)年度の簿価ベースの利息及び配当金には、旧年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成18(2006)年度は年金積立金運用基金拠出金)を加えたものを計上している。

注4 平成19(2007)年度以降の簿価ベースの利息及び配当金には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成19(2007)年度は年金積立金運用基金拠出金)を加えたものを計上している。

注5 158億円、平成25(2013)年度1,388億円、平成26(2014)年度1,155億円を含む。

注6 平成26(2014)年度の簿価ベースの利息及び配当金には、平成26年度から国民年金(国民年金勘定)に統合された旧簡易年金勘定分を含む。

(2) 基礎年金勘定

年度 (西暦)	拠出保険料収入等				収入				支出				収支残	年度末 積立金
	基礎年金 拠出金	特別 国庫負担	計		通用収入	積立金より 受入	その他 収入	合計	基礎年金 給付費	基礎年金 交付金	その他 支出	合計		
			百万円	百万円										
昭和 61 (1986)	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	・	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	94,395	724,608	
62 (1987)	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	・	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	262,102	724,608	
63 (1988)	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	・	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	527,500	724,608	
平成 元 (1989)	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	・	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	679,884	724,608	
2 (1990)	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	・	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	673,351	724,608	
3 (1991)	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	・	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	743,739	724,608	
4 (1992)	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	・	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	870,627	724,608	
5 (1993)	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	・	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	999,505	724,608	
6 (1994)	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	・	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	1,161,456	724,608	
7 (1995)	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	・	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	1,266,646	724,608	
8 (1996)	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	・	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	1,232,811	724,608	
9 (1997)	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	・	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	1,138,456	724,608	
10 (1998)	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	・	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	1,041,508	724,608	
11 (1999)	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	・	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	962,029	724,608	
12 (2000)	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	・	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	1,006,096	724,608	
13 (2001)	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	・	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	1,146,133	724,608	
14 (2002)	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	・	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	1,367,171	724,608	
15 (2003)	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	・	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	1,528,528	724,608	
16 (2004)	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	・	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	1,548,919	724,608	
17 (2005)	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	・	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	1,414,181	724,608	
18 (2006)	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	・	1,418,659	19,138,101	13,490,924	4,214,853	94	17,705,871	1,432,231	724,608	
19 (2007)	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	・	1,436,199	19,961,067	14,461,840	3,931,607	71	18,393,517	1,567,550	724,608	
20 (2008)	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	・	1,571,767	20,844,806	15,445,794	3,806,742	49	19,252,585	1,592,221	724,608	
21 (2009)	20,235,710	242,999	20,478,710	12,554	・	1,597,497	22,088,761	16,426,880	3,760,662	151	20,187,692	1,901,068	724,608	
22 (2010)	20,828,944	256,506	21,085,450	9,324	・	1,907,796	23,002,569	16,969,603	3,566,870	409	20,536,882	2,465,688	724,608	
23 (2011)	21,052,004	382,374	21,434,378	10,814	・	2,471,882	23,917,074	17,435,643	3,464,658	504	20,900,805	3,016,269	724,608	
24 (2012)	20,567,104	352,820	20,919,923	10,571	・	3,020,924	23,951,419	18,303,551	2,953,227	452	21,257,230	2,694,188	2,322,277	
25 (2013)	20,636,312	341,408	20,977,720	9,726	—	1,100,982	22,088,428	19,270,289	2,160,679	446	21,431,414	657,014	2,979,291	
26 (2014)	21,513,384	315,300	21,828,684	9,469	503,871	4,518	22,346,542	19,986,019	1,646,103	600	21,632,722	713,820	3,189,241	

注1 「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部を、この勘定の積立金としたものである。なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の改正により、平成24(2012)年度決算以降、収支残を積立金として積み立てている。

注2 簿価ベースの数値である。

(5) 公的年金各制度の財政指標の推移

年金扶養比率の推移

年度 (昭和)	厚生年金	厚生年金 (旧船員保険を 含まない)		旧船員保険	国共済	連合会	旧郵政	旧三共済	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ		地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金	基礎年金
		日本たばこ	日本電信電話														
昭和 45 (1970)	42.16	42.78	18.82	9.54	11.22	6.85	4.65	5.29	3.37	12.18	5.29	11.10	75.83	23.16	...	...	
50 (1975)	22.64	22.90	10.60	5.79	6.42	4.58	3.76	3.75	2.59	9.86	3.75	8.04	51.91	11.63	9.48	...	
51 (1976)	19.08	19.29	9.04	5.39	5.94	4.29	3.65	3.58	2.50	9.54	3.58	7.33	45.55	10.61	7.80	...	
52 (1977)	16.44	16.61	7.81	5.06	5.55	4.08	3.47	3.40	2.36	9.09	3.40	6.85	41.42	9.87	6.94	...	
53 (1978)	14.55	14.72	6.54	4.68	5.06	3.88	3.26	3.23	2.22	8.54	3.23	6.48	38.01	9.19	6.28	...	
54 (1979)	13.30	13.45	5.77	4.37	4.72	3.64	3.03	3.00	2.05	7.92	3.00	6.07	34.86	8.52	5.67	...	
55 (1980)	12.33	12.48	5.10	4.11	4.40	3.46	2.80	2.72	1.90	7.15	2.72	5.70	32.34	8.05	5.18	...	
56 (1981)	11.36	11.51	4.35	3.85	4.10	3.29	2.54	2.39	1.70	6.51	2.39	5.31	29.63	7.42	4.78	...	
57 (1982)	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	3.12	2.28	2.12	1.52	5.81	2.12	4.91	27.25	6.81	4.41	...	
58 (1983)	9.53	9.66	3.21	3.41	3.61	2.94	1.99	1.89	1.30	5.13	1.89	4.57	24.24	6.21	4.08	...	
59 (1984)	8.84	8.97	2.72	3.20	...	...	1.78	1.76	1.14	4.54	1.76	4.25	22.38	5.72	3.86	...	
60 (1985)	8.15	8.29	2.23	2.97	...	...	1.42	1.57	0.83	3.95	1.57	3.97	20.69	5.33	3.67	...	
61 (1986)	7.39	...	...	2.78	...	...	1.32	1.34	0.77	3.50	1.34	3.77	18.85	5.09	...	5.63	
62 (1987)	7.03	...	...	2.64	...	...	1.16	1.24	0.61	3.25	1.24	3.59	17.92	4.94	...	5.47	
63 (1988)	6.81	...	...	2.50	...	...	1.12	1.15	0.60	2.97	1.15	3.41	17.14	4.73	...	5.31	
平成 元 (1989)	6.64	...	...	2.38	...	...	1.08	1.06	0.60	2.68	1.06	3.26	16.30	4.57	...	5.16	
2 (1990)	6.51	...	...	2.26	...	...	1.04	0.96	0.58	2.50	0.96	3.15	12.86	4.44	...	4.99	
3 (1991)	6.40	...	...	2.21	...	...	1.04	0.99	0.59	2.35	0.99	3.04	12.21	4.30	...	4.88	
4 (1992)	6.14	...	...	2.16	...	...	1.04	1.02	0.61	2.20	1.02	2.94	11.60	4.23	...	4.68	
5 (1993)	5.83	...	...	2.11	...	...	1.04	1.04	0.62	2.10	1.04	2.86	10.97	4.15	...	4.49	
6 (1994)	5.53	...	...	2.08	...	...	1.02	1.03	0.64	1.93	1.03	2.79	10.34	4.00	...	4.31	
7 (1995)	4.98	...	...	1.99	...	...	1.02	0.99	0.65	1.83	0.99	2.64	8.15	3.83	...	4.15	
8 (1996)	4.76	...	...	1.97	...	...	1.02	0.97	0.66	1.82	0.97	2.59	7.47	3.68	...	4.00	
9 (1997)	4.28	...	...	1.95	...	...	...	...	...	...	...	2.52	7.06	3.49	...	3.83	
10 (1998)	4.01	...	...	1.92	...	...	...	...	...	...	...	2.45	6.70	3.35	...	3.69	
11 (1999)	3.79	...	...	1.91	...	...	...	...	...	...	...	2.40	6.36	3.24	...	3.57	
12 (2000)	3.57	...	...	1.89	...	...	...	...	...	...	...	2.32	5.98	3.09	...	3.43	
13 (2001)	3.33	...	...	1.85	...	...	...	...	...	...	...	2.24	5.65	2.93	...	3.29	
14 (2002)	3.17	...	...	1.81	...	...	...	...	...	...	...	2.16	5.60	...	...	3.16	
15 (2003)	3.00	...	...	1.76	...	...	...	...	...	...	...	2.09	5.34	...	...	3.05	
16 (2004)	2.91	...	...	1.73	...	...	...	...	...	...	...	2.00	5.14	...	...	2.96	
17 (2005)	2.87	...	...	1.71	...	...	...	...	...	...	...	1.95	5.02	...	...	2.87	
18 (2006)	2.82	...	...	1.68	...	...	...	...	...	...	...	1.89	4.88	...	...	2.77	
19 (2007)	2.74	...	...	1.62	...	...	...	...	...	...	...	1.79	4.67	...	...	2.67	
20 (2008)	2.60	...	...	1.58	...	...	...	...	...	...	...	1.69	4.49	...	...	2.55	
21 (2009)	2.47	...	...	1.53	...	...	...	...	...	...	...	1.60	4.32	...	...	2.45	
22 (2010)	2.39	...	...	1.53	...	...	...	...	...	...	...	1.53	4.19	...	...	2.40	
23 (2011)	2.33	...	...	1.52	...	...	...	...	...	...	...	1.47	4.09	...	...	2.33	
24 (2012)	2.28	...	...	1.50	...	...	...	...	...	...	...	1.43	4.00	...	...	2.23	
25 (2013)	2.32	...	...	1.52	...	...	...	...	...	...	...	1.43	4.04	...	...	2.15	
26 (2014)	2.33	...	...	1.53	...	...	...	...	...	...	...	1.41	4.01	...	...	2.08	

注1 郵政共済組合は昭和59(1984)年4月に厚生年金に、船員保険は昭和61(1986)年4月に厚生年金に、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 基礎年金の年金扶養比率は、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出している。



年金種別費用率の推移

年度	厚生年金						国共済					
	老齢費用率		障害費用率		遺族費用率		老齢費用率		障害費用率		遺族費用率	
(西暦)	%		%		%		%		%		%	
平成 14 (2002)	<11.5>		<0.2>		<2.8>		<14.5>		<0.1>		<2.9>	
15 (2003)	<12.0>	10.0	<0.2>	0.2	<2.9>	2.4	<15.1>	11.3	<0.2>	0.1	<3.1>	2.3
16 (2004)	<12.3>	10.3	<0.2>	0.2	<3.0>	2.5	<14.5>	10.8	<0.1>	0.1	<3.0>	2.2
17 (2005)	<12.2>	10.2	<0.2>	0.2	<3.0>	2.5	<14.0>	10.5	<0.1>	0.1	<3.0>	2.2
18 (2006)	<12.1>	10.1	<0.2>	0.2	<3.1>	2.6	<14.9>	11.1	<0.2>	0.1	<3.3>	2.5
19 (2007)	<11.9>	9.9	<0.2>	0.1	<3.1>	2.6	<15.9>	11.9	<0.2>	0.1	<3.5>	2.6
20 (2008)	<11.9>	10.0	<0.2>	0.1	<3.2>	2.7	<16.9>	12.7	<0.2>	0.1	<4.0>	3.0
21 (2009)	<12.9>	11.0	<0.2>	0.2	<3.5>	3.0	<17.2>	13.0	<0.2>	0.1	<4.2>	3.2
22 (2010)	<13.1>	11.1	<0.2>	0.2	<3.6>	3.0	<17.1>	13.1	<0.2>	0.1	<3.8>	2.9
23 (2011)	<12.8>	10.9	<0.2>	0.2	<3.5>	3.0	<17.8>	13.8	<0.2>	0.1	<4.0>	3.1
24 (2012)	<12.8>	10.9	<0.2>	0.2	<3.6>	3.0	<19.4>	15.1	<0.2>	0.1	<4.7>	3.6
25 (2013)	<12.8>	10.9	<0.2>	0.2	<3.7>	3.1	<19.4>	15.1	<0.2>	0.1	<4.9>	3.8
26 (2014)	<12.6>	10.6	<0.2>	0.2	<3.6>	3.0	<18.1>	13.9	<0.2>	0.1	<5.0>	3.8
年度	地共済						私学共済					
	老齢費用率		障害費用率		遺族費用率		老齢費用率		障害費用率		遺族費用率	
(西暦)	%		%		%		%		%		%	
平成 14 (2002)	<11.6>		<0.1>		<1.8>		<8.3>		<0.1>		<1.4>	
15 (2003)	<12.7>	9.6	<0.1>	0.1	<2.0>	1.5	<8.5>	6.3	<0.1>	0.1	<1.5>	1.1
16 (2004)	<13.3>	10.0	<0.1>	0.1	<2.1>	1.6	<8.8>	6.5	<0.1>	0.1	<1.5>	1.1
17 (2005)	<13.9>	10.4	<0.1>	0.1	<2.4>	1.8	<8.9>	6.7	<0.1>	0.1	<1.6>	1.2
18 (2006)	<14.6>	11.0	<0.2>	0.1	<2.6>	2.0	<9.2>	6.9	<0.1>	0.1	<1.6>	1.2
19 (2007)	<15.4>	11.5	<0.2>	0.1	<2.8>	2.1	<9.3>	7.1	<0.1>	0.1	<1.6>	1.2
20 (2008)	<16.8>	12.5	<0.2>	0.1	<3.2>	2.4	<9.4>	7.2	<0.1>	0.1	<1.7>	1.3
21 (2009)	<17.8>	13.6	<0.2>	0.1	<3.3>	2.5	<9.7>	7.4	<0.1>	0.1	<1.8>	1.3
22 (2010)	<18.1>	14.0	<0.2>	0.1	<2.9>	2.3	<10.0>	7.7	<0.1>	0.1	<1.8>	1.4
23 (2011)	<18.6>	14.4	<0.2>	0.1	<3.1>	2.4	<10.2>	7.8	<0.1>	0.1	<1.8>	1.4
24 (2012)	<20.0>	15.5	<0.2>	0.1	<3.6>	2.8	<10.5>	8.1	<0.1>	0.1	<1.8>	1.4
25 (2013)	<21.8>	16.8	<0.2>	0.2	<4.0>	3.0	<10.6>	8.2	<0.1>	0.1	<1.9>	1.4
26 (2014)	<20.5>	15.7	<0.2>	0.1	<3.8>	2.9	<10.4>	8.0	<0.1>	0.1	<1.8>	1.4

注1 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注2 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

総合費用率の推移

年度	厚生年金				国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	
	実績		実績推計			日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
(西暦)	%		%		%	%	%	%	%	%	%	
昭和 61 (1986)	<9.8>				<10.7>	<28.7>	<11.8>	<16.3>	<6.7>	<6.5>	<12.5>	
62 (1987)	<10.3>				<12.1>	<32.2>	<15.2>	<21.1>	<8.3>	<7.0>	<14.0>	
63 (1988)	<8.9>				<11.0>	<22.5>	<14.5>	<22.6>	<9.3>	<5.1>	<13.1>	
平成 元 (1989)	<10.6>				<14.6>	<19.3>	<15.4>	<25.9>	<8.6>	<6.2>	<16.6>	
2 (1990)	<10.5>				<15.6>	<37.1>	<15.1>	<30.7>	<10.6>	<8.1>	<16.7>	
3 (1991)	<10.8>				<16.3>	<33.1>	<15.9>	<28.9>	<10.9>	<8.5>	<17.0>	
4 (1992)	<11.2>				<16.6>	<32.1>	<17.0>	<28.8>	<11.2>	<9.2>	<17.0>	
5 (1993)	<11.6>				<16.7>	<31.6>	<17.2>	<27.0>	<11.7>	<9.7>	<16.9>	
6 (1994)	<12.4>				<17.1>	<29.1>	<18.4>	<27.2>	<12.5>	<10.2>	<17.8>	
7 (1995)	<13.7>				<18.7>	<31.3>	<19.7>	<27.9>	<13.2>	<10.8>	<19.3>	
8 (1996)	<14.6>				<19.2>	<31.4>	<19.4>	<28.1>	<13.1>	<11.2>	<20.5>	
9 (1997)	<15.1>				<19.1>	・	・	・	<13.5>	<11.8>	<21.7>	
10 (1998)	<16.3>				<19.5>	・	・	・	<14.5>	<12.5>	<23.0>	
11 (1999)	<17.0>				<20.3>	・	・	・	<15.4>	<13.1>	<23.5>	
12 (2000)	<17.9>		<18.5>		<20.9>	・	・	・	<16.1>	<13.8>	<24.1>	
13 (2001)	<18.8>		<19.6>		<21.5>	・	・	・	<16.7>	<14.3>	<25.3>	
14 (2002)	<19.8>		<20.7>		<22.1>	・	・	・	<17.5>	<14.2>	・	
15 (2003)	<20.7>	17.3	<21.7>	18.1	<23.3>	17.4	・	・	<19.1>	14.4	<15.2>	11.3
16 (2004)	<21.3>	17.8	<22.3>	18.6	<23.0>	17.1	・	・	<20.6>	15.4	<15.5>	11.5
17 (2005)	<21.4>	17.8	<22.4>	18.7	<22.4>	16.7	・	・	<21.6>	16.2	<15.7>	11.8
18 (2006)	<21.4>	17.9	<22.3>	18.6	<23.5>	17.6	・	・	<22.4>	16.8	<16.0>	12.0
19 (2007)	<21.4>	17.9	<22.2>	18.6	<25.1>	18.7	・	・	<23.5>	17.6	<16.4>	12.4
20 (2008)	<21.7>	18.2	<22.7>	19.0	<26.6>	19.9	・	・	<25.6>	19.2	<16.8>	12.7
21 (2009)	<22.5>	19.2	<23.7>	20.2	<26.3>	19.9	・	・	<26.1>	19.9	<16.5>	12.6
22 (2010)	<23.2>	19.7	<24.3>	20.6	<26.4>	20.2	・	・	<26.1>	20.2	<17.7>	13.6
23 (2011)	<22.8>	19.3	<23.8>	20.1	<27.4>	21.2	・	・	<26.9>	20.7	<18.1>	13.9
24 (2012)	<22.4>	19.0	<23.7>	20.1	<30.8>	24.0	・	・	<28.5>	22.0	<20.3>	15.7
25 (2013)	<22.5>	19.1	<23.7>	20.1	<30.5>	23.7	・	・	<30.9>	23.7	<20.2>	15.6
26 (2014)	<22.5>	19.0	<23.5>	19.8	<28.8>	22.1	・	・	<29.5>	22.6	<19.3>	14.9

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注3 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)  
 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列表

厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度 (西暦)	厚生年金 実績推計		国共済 実績(推計)		地共済 実績(推計)		私学共済 実績(推計)	
	%		%		%		%	
平成 10 (1998)			<18.5>		<13.5>		<12.3>	
11 (1999)			<19.0>		<14.2>		<12.8>	
12 (2000)	<18.5>		<19.2>		<15.0>		<13.4>	
13 (2001)	<19.6>		<19.8>		<15.5>		<13.7>	
14 (2002)	<20.7>		<20.5>		<16.3>		<13.4>	
15 (2003)	<21.7>	18.1	<21.7>	16.2	<17.7>	13.3	<14.2>	10.5
16 (2004)	<22.3>	18.6	<21.4>	15.9	<18.9>	14.2	<14.4>	10.7
17 (2005)	<22.4>	18.7	<20.8>	15.5	<19.8>	14.9	<14.7>	11.0
18 (2006)	<22.3>	18.6	<22.0>	16.5	<20.4>	15.3	<14.9>	11.2
19 (2007)	<22.2>	18.6	<23.4>	17.5	<21.3>	16.0	<15.2>	11.5
20 (2008)	<22.7>	19.0	<24.2>	18.1	<23.4>	17.5	<15.6>	11.8
21 (2009)	<23.7>	20.2	<23.9>	18.1	<23.4>	17.9	<15.0>	11.4
22 (2010)	<24.3>	20.6	<25.1>	19.2	<24.9>	19.2	<16.1>	12.3
23 (2011)	<23.8>	20.1	<26.0>	20.1	<25.5>	19.7	<16.4>	12.6
24 (2012)	<23.7>	20.1	<28.1>	21.9	<25.8>	20.0	<18.4>	14.3
25 (2013)	<23.7>	20.1	<27.8>	21.6	<28.0>	21.5	<18.5>	14.3
26 (2014)	<23.5>	19.8	<26.1>	20.0	<26.9>	20.6	<17.6>	13.6

- 注1 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。
- 注2 国共済、地共済、私学共済の実績（推計）は、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で厚生年金相当部分を推計した額を用いて算出している。
- 注3 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

独自給付費率の推移

年度 (西暦)	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
昭和 61 (1986)	<7.3>		<8.5>	<25.9>	<9.6>	<13.9>	<4.7>	<4.5>	<9.7>
62 (1987)	<7.2>		<9.5>	<28.3>	<12.5>	<18.4>	<6.0>	<4.6>	<10.7>
63 (1988)	<6.0>		<8.2>	<19.4>	<11.8>	<19.8>	<6.9>	<2.6>	<9.7>
平成 元 (1989)	<8.0>		<11.8>	<16.7>	<12.8>	<23.2>	<6.3>	<3.7>	<13.3>
2 (1990)	<7.7>		<12.9>	<34.0>	<12.5>	<27.9>	<8.2>	<5.5>	<13.3>
3 (1991)	<7.8>		<13.6>	<29.9>	<13.3>	<26.2>	<8.5>	<5.7>	<13.5>
4 (1992)	<7.9>		<13.6>	<28.8>	<14.2>	<25.8>	<8.6>	<6.3>	<13.3>
5 (1993)	<8.2>		<13.7>	<28.2>	<14.4>	<23.9>	<9.1>	<6.8>	<13.2>
6 (1994)	<8.9>		<14.0>	<25.6>	<15.3>	<24.0>	<9.7>	<7.1>	<13.9>
7 (1995)	<9.9>		<15.2>	<27.5>	<16.4>	<24.5>	<10.3>	<7.5>	<15.0>
8 (1996)	<10.6>		<15.6>	<27.3>	<16.1>	<24.5>	<10.1>	<7.8>	<16.0>
9 (1997)	<11.1>		<15.5>	・	・	・	<10.4>	<8.4>	<17.3>
10 (1998)	<12.0>		<15.5>	・	・	・	<11.3>	<8.9>	<18.4>
11 (1999)	<12.2>		<16.2>	・	・	・	<11.9>	<9.3>	<18.6>
12 (2000)	<13.0>	<13.6>	<16.6>	・	・	・	<12.5>	<9.7>	<19.0>
13 (2001)	<13.7>	<14.5>	<17.1>	・	・	・	<13.0>	<10.1>	<19.8>
14 (2002)	<14.4>	<15.3>	<17.5>	・	・	・	<13.7>	<10.1>	・
15 (2003)	<15.1>	12.6	<16.0>	13.4	<18.4>	13.7	・	・	・
16 (2004)	<15.5>	12.9	<16.4>	13.7	<17.7>	13.2	・	・	・
17 (2005)	<15.5>	12.9	<16.5>	13.8	<17.2>	12.9	・	・	・
18 (2006)	<15.4>	12.8	<16.2>	13.5	<18.4>	13.7	・	・	・
19 (2007)	<15.2>	12.7	<16.1>	13.4	<19.7>	14.7	・	・	・
20 (2008)	<15.2>	12.8	<16.2>	13.6	<21.1>	15.8	・	・	・
21 (2009)	<16.6>	14.1	<17.7>	15.1	<21.6>	16.4	・	・	・
22 (2010)	<16.8>	14.3	<17.9>	15.2	<21.1>	16.2	・	・	・
23 (2011)	<16.5>	14.0	<17.5>	14.8	<21.9>	17.0	・	・	・
24 (2012)	<16.6>	14.0	<17.9>	15.2	<25.3>	19.7	・	・	・
25 (2013)	<16.7>	14.2	<17.9>	15.2	<25.0>	19.4	・	・	・
26 (2014)	<16.4>	13.8	<17.4>	14.6	<23.5>	18.0	・	・	・

- 注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
- 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
- 注3 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。
- 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。



基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
(西暦)	%		%		%		%	
平成 7 (1995)	<3.8>		<3.5>		<2.9>		<3.3>	
8 (1996)	<4.0>		<3.6>		<3.0>		<3.4>	
9 (1997)	<4.0>		<3.7>		<3.1>		<3.4>	
10 (1998)	<4.4>		<3.9>		<3.2>		<3.6>	
11 (1999)	<4.7>		<4.1>		<3.4>		<3.8>	
12 (2000)	<4.9>		<4.3>		<3.7>		<4.1>	
13 (2001)	<5.0>		<4.4>		<3.7>		<4.2>	
14 (2002)	<5.3>		<4.6>		<3.8>		<4.2>	
15 (2003)	<5.6>	4.7	<4.9>	3.7	<4.1>	3.1	<4.4>	3.2
16 (2004)	<5.8>	4.9	<5.3>	3.9	<4.4>	3.3	<4.8>	3.5
17 (2005)	<5.9>	4.9	<5.2>	3.9	<4.4>	3.3	<4.8>	3.6
18 (2006)	<6.1>	5.1	<5.1>	3.8	<4.4>	3.3	<4.7>	3.6
19 (2007)	<6.2>	5.2	<5.4>	4.0	<4.6>	3.5	<4.9>	3.7
20 (2008)	<6.5>	5.4	<5.5>	4.1	<4.9>	3.7	<5.2>	3.9
21 (2009)	<5.9>	5.1	<4.7>	3.6	<4.1>	3.2	<4.5>	3.4
22 (2010)	<6.4>	5.4	<5.3>	4.1	<4.6>	3.6	<4.9>	3.8
23 (2011)	<6.3>	5.3	<5.4>	4.2	<4.9>	3.8	<5.0>	3.9
24 (2012)	<5.8>	4.9	<5.5>	4.3	<4.7>	3.6	<4.7>	3.7
25 (2013)	<5.8>	4.9	<5.4>	4.2	<4.8>	3.7	<4.7>	3.6
26 (2014)	<6.1>	5.1	<5.4>	4.1	<4.9>	3.8	<5.0>	3.9

注 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

保険料比率の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
(西暦)	%	%	%	%	%	%
平成 7 (1995)	111.9		96.3	123.5	121.4	117.5
8 (1996)	107.1		96.0	126.3	118.4	144.5
9 (1997)	106.8		98.9	126.5	115.6	118.8
10 (1998)	99.1		97.0	117.1	109.5	113.0
11 (1999)	95.5		92.7	110.7	104.5	114.3
12 (2000)	90.5		89.9	105.0	99.0	109.1
13 (2001)	86.2		87.2	101.3	95.8	100.4
14 (2002)	82.8		84.7	96.4	95.8	94.0
15 (2003)	76.2		82.9	90.6	93.2	95.0
16 (2004)	74.3		84.3	85.3	90.9	92.0
17 (2005)	75.6	75.5	87.0	83.3	91.7	85.7
18 (2006)	77.3	77.7	83.5	82.5	92.7	79.1
19 (2007)	79.3	79.2	79.1	80.5	93.0	78.1
20 (2008)	79.8	79.1	75.0	75.7	93.1	74.1
21 (2009)	77.6	76.4	75.7	74.7	96.9	93.8
22 (2010)	77.2	76.3	75.8	75.1	92.3	125.8
23 (2011)	81.1	80.1	74.1	74.7	92.5	106.5
24 (2012)	84.4	82.2	66.6	72.1	84.3	80.6
25 (2013)	85.9	84.0	69.2	68.3	86.8	85.9
26 (2014)	88.3	86.5	75.6	73.0	92.8	96.8

注1 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

付属資料◆長期時系列表

収支比率の推移

年度 (西暦)	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
昭和 61 (1986)	<61.5>		<56.3>	<136.0>	<63.9>	<80.4>	<36.0>	<39.1>	<64.7>	<71.5>
62 (1987)	<64.4>		<63.2>	<160.4>	<81.3>	<95.5>	<44.7>	<41.7>	<72.2>	<66.6>
63 (1988)	<66.4>		<68.8>	<117.0>	<81.0>	<107.6>	<47.8>	<30.2>	<67.5>	<74.7>
平成 元 (1989)	<67.2>		<67.9>	<99.8>	<76.8>	<124.6>	<43.2>	<35.3>	<84.7>	<77.6>
2 (1990)	<60.7>		<68.4>	<101.0>	<73.3>	<100.5>	<46.0>	<41.6>	<75.1>	<69.5>
3 (1991)	<61.4>		<72.6>	<92.7>	<72.1>	<100.1>	<47.6>	<43.4>	<75.6>	<53.5>
4 (1992)	<63.5>		<74.1>	<92.2>	<78.7>	<103.8>	<49.8>	<48.0>	<77.0>	<54.6>
5 (1993)	<66.0>		<74.9>	<92.6>	<79.0>	<100.9>	<53.2>	<51.0>	<77.1>	<60.0>
6 (1994)	<68.2>		<76.1>	<86.4>	<82.1>	<101.3>	<56.9>	<55.3>	<83.1>	<75.4>
7 (1995)	<69.0>		<75.1>	<91.5>	<81.4>	<99.8>	<57.0>	<55.3>	<81.0>	<72.5>
8 (1996)	<72.4>		<76.0>	<86.4>	<69.2>	<99.8>	<57.2>	<58.4>	<87.1>	<59.1>
9 (1997)	<73.8>		<75.7>	・	・	・	<57.7>	<60.6>	<89.0>	<71.7>
10 (1998)	<80.5>		<80.8>	・	・	・	<63.2>	<64.4>	<95.5>	<75.6>
11 (1999)	<84.9>		<85.1> 82.0	・	・	・	<64.5>	<67.3>	<98.2>	<75.3>
12 (2000)	<91.0>	83.6	<89.3> 95.5	・	・	・	<72.6>	<74.3>	<100.3>	<80.2>
13 (2001)	<97.2> 102.4	94.5	<95.2> 101.4	・	・	・	<78.1>	<79.2>	<110.6>	<89.2> 93.6
14 (2002)	<104.7> 119.2	111.4	<97.2> 100.6	・	・	・	<84.3>	<83.0> 108.2	・	<96.7> 108.5
15 (2003)	<117.2> 98.3	97.1	<98.0> 91.3	・	・	・	<89.3> 70.2	<86.2> 82.8	・	<97.6> 85.7
16 (2004)	<124.3> 113.1	112.3	<98.3> 96.9	・	・	・	<93.5> 83.1	<86.8> 78.6	・	<103.1> 95.6
17 (2005)	<121.3> 90.7	88.5	<93.0> 79.1	・	・	・	<82.7> 57.9	<74.0> 65.5	・	<109.0> 87.6
18 (2006)	<115.2> 107.4	104.1	<95.6> 96.4	・	・	・	<80.0> 83.4	<76.1> 73.2	・	<114.6> 109.8
19 (2007)	<117.2> 161.9	148.5	<99.6> 132.6	・	・	・	<89.1> 234.3	<84.0> 178.1	・	<120.9> 153.5
20 (2008)	<116.3> 203.6	196.7	<114.5> 196.5	・	・	・	<112.5> 1,176.2	<92.8> 511.4	・	<127.0> 204.2
21 (2009)	<128.8> 92.8	98.7	<115.3> 92.8	・	・	・	<114.5> 73.7	<91.3> 58.8	・	<106.6> 81.3
22 (2010)	<128.1> 131.3	137.5	<113.3> 120.5	・	・	・	<114.6> 133.8	<96.5> 106.8	・	<79.4> 80.4
23 (2011)	<122.5> 111.8	108.2	<117.8> 117.0	・	・	・	<118.0> 104.9	<97.3> 92.6	・	<93.8> 85.0
24 (2012)	<115.6> 82.6	85.6	<129.7> 109.6	・	・	・	<123.1> 67.3	<97.9> 65.3	・	<121.5> 85.5
25 (2013)	<108.1> 84.4	84.8	<123.1> 109.2	・	・	・	<103.0> 75.8	<78.5> 68.6	・	<105.2> 82.6
26 (2014)	<101.6> 73.4	71.0	<110.1> 88.9	・	・	・	<93.0> 61.5	<81.7> 58.3	・	<88.5> 64.3

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注3 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)  
 注4 <>内の数値は、簿価ベースである。

積立比率の推移

年度 (西暦)	厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				
昭和 61 (1986)	<6.8>		<9.5>	<1.7>	<10.2>	<5.3>	<15.9>	<14.4>	<7.0>	<2.7>
62 (1987)	<6.8>		<9.0>	<1.6>	<8.5>	<4.3>	<13.8>	<14.1>	<6.6>	<2.4>
63 (1988)	<8.0>		<10.4>	<1.6>	<8.6>	<4.1>	<13.2>	<20.3>	<7.3>	<2.4>
平成 元 (1989)	<6.8>		<8.4>	<1.7>	<8.3>	<3.4>	<15.0>	<17.8>	<6.1>	<2.6>
2 (1990)	<6.7>		<8.0>	<0.9>	<8.4>	<2.7>	<12.7>	<14.8>	<6.0>	<3.1>
3 (1991)	<6.6>		<7.8>	<0.9>	<8.2>	<2.6>	<12.8>	<14.8>	<5.9>	<4.1>
4 (1992)	<6.7>		<7.8>	<0.9>	<7.9>	<2.5>	<13.0>	<14.0>	<5.9>	<4.4>
5 (1993)	<6.8>		<7.9>	<1.0>	<8.1>	<2.6>	<12.9>	<13.7>	<6.0>	<4.4>
6 (1994)	<6.6>		<7.9>	<1.1>	<7.7>	<2.5>	<12.6>	<13.4>	<5.8>	<3.8>
7 (1995)	<6.3>		<7.4>	<1.2>	<7.4>	<2.4>	<12.2>	<12.9>	<5.5>	<4.1>
8 (1996)	<6.2>		<7.4>	<1.3>	<7.5>	<2.4>	<12.8>	<13.0>	<5.4>	<5.2>
9 (1997)	<6.1>		<7.6>	・	・	・	<13.0>	<12.7>	<5.2>	<4.8>
10 (1998)	<6.0>		<7.7>	・	・	・	<12.6>	<12.4>	<5.1>	<4.9>
11 (1999)	<6.2>		<7.6> 7.7	・	・	・	<12.4>	<12.3>	<5.1>	<5.1>
12 (2000)	<6.1>	7.5	<7.3> 7.5	・	・	・	<12.4>	<11.9>	<5.0>	<5.2>
13 (2001)	<5.9> 5.9	7.3	<7.3> 7.4	・	・	・	<12.3>	<11.7>	<4.8>	<5.0>
14 (2002)	<5.6> 5.5	6.9	<7.2> 7.3	・	・	・	<12.0>	<11.4>	・	<4.9> 4.8
15 (2003)	<5.5> 5.2	6.6	<7.0> 7.1	・	・	・	<11.4> 11.2	<10.7> 10.8	・	<4.8> 4.6
16 (2004)	<5.2> 5.2	6.4	<7.2> 7.3	・	・	・	<10.9> 10.9	<10.5> 10.6	・	<4.7> 4.6
17 (2005)	<5.2> 5.2	6.2	<7.4> 7.5	・	・	・	<10.5> 10.7	<10.3> 10.6	・	<4.3> 4.3
18 (2006)	<4.9> 5.2	6.2	<7.1> 7.4	・	・	・	<10.6> 11.2	<10.3> 10.8	・	<3.8> 4.0
19 (2007)	<4.7> 5.0	6.0	<6.7> 7.0	・	・	・	<10.5> 11.1	<10.1> 10.6	・	<3.7> 3.9
20 (2008)	<4.5> 4.6	5.5	<6.3> 6.4	・	・	・	<10.1> 10.0	<9.9> 9.8	・	<3.5> 3.6
21 (2009)	<4.3> 4.1	4.9	<6.3> 6.0	・	・	・	<10.0> 9.2	<9.9> 9.1	・	<4.3> 4.0
22 (2010)	<4.1> 4.1	4.8	<6.2> 6.1	・	・	・	<10.0> 9.7	<9.0> 9.0	・	<5.6> 5.7
23 (2011)	<3.9> 3.9	4.7	<5.8> 5.7	・	・	・	<9.7> 9.3	<8.7> 8.6	・	<5.2> 5.2
24 (2012)	<3.8> 3.9	4.6	<5.1> 5.1	・	・	・	<9.1> 8.8	<7.7> 7.7	・	<3.9> 3.9
25 (2013)	<3.6> 4.0	4.7	<5.0> 5.1	・	・	・	<8.5> 8.9	<7.7> 8.1	・	<3.9> 4.3
26 (2014)	<3.5> 4.1	4.8	<4.9> 5.1	・	・	・	<8.6> 9.4	<8.2> 8.9	・	<4.2> 5.0

注1 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注3 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)  
 注4 <>内の数値は、簿価ベースである。

### 3 最近の経済等の状況

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)
①消費者物価指数の前年比 (%) 暦年	-0.7	-0.3	0.0	0.4	2.7
②賃金指数の前年比 (%) 暦年	0.5	-0.2	-0.7	0.0	0.8
③ベンチマーク収益率(年度)					
国内債券 (%)	1.81	2.94	3.63	0.56	2.80
国内株式 (%)	-9.23	0.59	23.82	18.56	30.69
外国債券 (%)	-7.38	4.96	17.86	15.09	12.67
外国株式 (%)	2.27	0.34	28.78	32.09	22.31
④国内債券(新発10年国債利回り) (%) 年度末	1.25	0.99	0.55	0.65	0.40
⑤国内株式(TOPIX配当なし) (ポイント 年度末)	869.38	854.35	1,034.71	1,202.89	1,543.11
増減率 (%) 年度末	-11.18	-1.73	21.11	16.25	28.28
⑥国内株式(日経平均株価) (円 年度末)	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99
増減率 (%) 年度末	-12.04	3.37	22.95	19.60	29.53
⑦外国債券(米国10年国債利回り) (%) 年度末	3.47	2.21	1.85	2.72	1.93
⑧外国株式(NYダウ) (ドル 年度末)	12,319.73	13,212.04	14,578.54	16,457.66	17,776.12
増減率 (%) 年度末	13.48	7.24	10.34	12.89	8.01
⑨外国為替(ドル/円) (年度末)	82.88	82.30	94.02	102.99	119.93
⑩実質GDP成長率 (%) 前年度比	3.5	0.4	0.9	2.0	-0.9
⑪完全失業率 (%) 暦年	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6
⑫人口(千人 各年10月1日現在)					
総人口	128,057	127,799	127,515	127,298	127,083
年少人口(0~14歳)	16,839	16,705	16,547	16,390	16,233
生産年齢人口(15~64歳)	81,735	81,342	80,175	79,010	77,850
老年人口(65歳以上)	29,484	29,752	30,793	31,898	33,000
⑬合計特殊出生率 (暦年)	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
⑭65歳の平均余命(男) (年 暦年)	18.74	18.69	18.89	19.08	19.29
⑮ 同 (女) (年 暦年)	23.80	23.66	23.82	23.97	24.18

引用：①総務省「消費者物価指数年報」（総合指数、全国）、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）、  
 ③～⑨は年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」（③について、国内債券は複合ベンチマーク収益率（注1）、国内株式はTOPIX配当込み、  
 外国債券は複合ベンチマーク収益率（円ベース）（注2）、外国株式は複合ベンチマーク収益率（円ベース）（注3））  
 ただし、⑤、⑥、⑧の増減率は年金数理部会にて推計した。  
 （注1）NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及びNOMURA-BPI/GPIFCustomizedの複合インデックス  
 （それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）。  
 （注2）シティ世界国債インデックス（略称WGBI）（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ）及びシティ世界BIG債券インデックス（略称WBIG）  
 （除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ）の複合インデックス  
 （パッシブ運用部分についてはWGBI、アクティブ運用部分についてはWBIGをそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）。  
 （注3）MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、  
 配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス  
 （それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）。  
 ※なお、上記の注書きは平成26年度のものである。  
 ⑩は内閣府「国民経済計算」（国内総生産（支出側））、⑪は総務省「労働力調査」（就業状態別15歳以上人口ー全国）、  
 ⑫は総務省「人口推計」、⑬は厚生労働省「人口動態統計」、⑭⑮は厚生労働省「簡易生命表」  
 （ただし、平成22年度は「完全生命表」）

## 4 用語解説

ここでは、以下の用語について、解説している（解説文中に下線を付した用語については、別に解説がある。）。なお、用語については、五十音順に配している。

### 【か行】

- 解散厚生年金基金等徴収金
- 基礎年金給付費
- 基礎年金拠出金
- 基礎年金交付金
- 基礎年金相当給付費
- 基礎年金等給付費
- 基礎年金費用率
- 給付費
- 厚生年金基金の代行部分
- 厚生年金の実績推計
- 国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）
- 国民年金の実績推計
- 国共済組合連合会等拠出金収入，年金保険者拠出金
- 国共済と地共済の財政調整
- 国共済＋地共済
- 国庫・公経済負担
- 国庫負担の繰延べ

### 【さ行】

- 財政検証
- 財政再計算
- 財政の現況及び見通し
- 実質的な運用利回り
- 実質的な支出
- 収支比率
- 承継資産
- 職域等費用納付金
- 職域年金部分、職域部分
- 政府負担金
- 総合費用率

### 【た行】

- 代行部分
- 単年度収支状況
- 追加費用
- 通老・通退相当
- 積立金相当額納付金
- 積立度合
- 積立比率
- 独自給付費
- 独自給付費率
- 特別国庫負担
- 特別支給の老齢・退職年金
- 独立行政法人福祉医療機構納付金

### 【な行】

- 年金種別費用率
- 年金総額
- 年金扶養比率
- 年金保険者拠出金

### 【は行】

- 平均年金月額
- 報酬、賞与、総報酬
- 保険に係る年金扶養比率
- 保険料水準固定方式
- 保険料比率

### 【ま行】

- みなし基礎年金給付費
- 免除保険料

### 【や行】

- 有限均衡方式

### 【ら行】

- 老齢・退年相当と通老・通退相当

- 用語解説参考図表 1 公的年金の財政収支（概念図）  
 用語解説参考図表 2 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）  
 用語解説参考図表 3 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）  
 用語解説参考図表 4 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

## ○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が解散または確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に引き継がれるが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

## ○基礎年金給付費

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国国民共通の給付として年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

## ○基礎年金拠出金

基礎年金等給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

### ●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

### ●基礎年金拠出金算定対象者

被用者年金にあつては当該被用者年金の第2号被保険者（20歳以上60歳未満の者に限る。）と第3号被保険者の人数の合計、国民年金にあつては第1号被保険者数について保険料納付済月数を12で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18(2006)年7月に導入された多段階免除制度における4分の1免除、4分の3免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が1年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

### ●基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者1人当り保険料・拠出金算定対象額

### ●各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

[⇒用語解説参考図表1 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

## ○基礎年金交付金

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

〔⇒用語解説参考図表 1 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照〕

## ○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和 36（1961）年 4 月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

## ○基礎年金等給付費

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計のことである。

## ○基礎年金費用率

自前で用意しなければならない費用のうち、基礎年金にかかる費用の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

## ○給付費

厚生年金にあつては「保険給付」に、国共済・地共済・私学共済にあつては「長期給付」に、国民年金（国民年金勘定）にあつては昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・平成 25(2013)年度までの国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（福祉年金勘定に含まれる）。
- ・平成 26(2014)年度に国民年金勘定に旧福祉年金勘定が統合されたが、旧福祉年金勘定に係る給付費及び国庫・公経済負担については、本報告においては、それぞれ、

給付費及び国庫公経済負担に含めていない。

- ・被用者年金各制度の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・被用者年金各制度の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。
- ・厚生労働省からの報告に基づいて、平成 16(2004)年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

[⇒用語解説参考図表 2 被用者年金の給付構造 参照]

## ○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

## ○厚生年金の実績推計

厚生年金の財政検証では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」を作成している。

### 1) 厚生年金基金の代行部分の取扱い

厚生年金の財政検証では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 保険料収入に厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
- 給付費に厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加える。
- 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金を加え、運用収入にその修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 収入から解散厚生年金基金等徴収金を控除する。

### 2) 国庫負担繰延額などの取扱い

財政検証による将来見通しにおいて、積立金額に国庫負担繰延額が加算されたものとして作成されていることから、以下のとおり修正を加えている。

- 積立金額に国庫負担繰延額（当該繰延額に係る運用収入相当額を含む。）を加える。
- 収入から積立金より受入を控除する。

3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金の取扱い

将来見通しと比較できる内容とするため、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。

○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）

国民年金の被保険者は、第1号被保険者（第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）、第2号被保険者（被用者年金の被保険者。ただし、65歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、国民年金勘定から支給される第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金（基礎年金勘定）」と、国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、国民年金全体という意味で用いる場合と、国民年金（国民年金勘定）という意味で用いる場合がある。

○国民年金の実績推計

国民年金の財政検証では、国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」を作成している。

1) 国庫負担繰延額などの取扱い

国民年金の財政検証では、積立金額に国庫負担繰延額が加算されたものとして作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 積立金額に国庫負担繰延額（当該繰延額に係る運用収入相当額を含む。）を加える。
- 収入から積立金より受入を控除する。

2) 基礎年金交付金の取扱い

将来見通しにおいては、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されていることから、収入から基礎年金交付金を、給付費から基礎



年金交付金相当額を控除する。

## ○国共済組合連合会等拠出金収入，年金保険者拠出金

### ●国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9(1997)年4月）に伴う支援措置に基づき、厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

### ●年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成9(1997)年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

## ○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成16(2004)年10月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整B）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

## ○国共済＋地共済

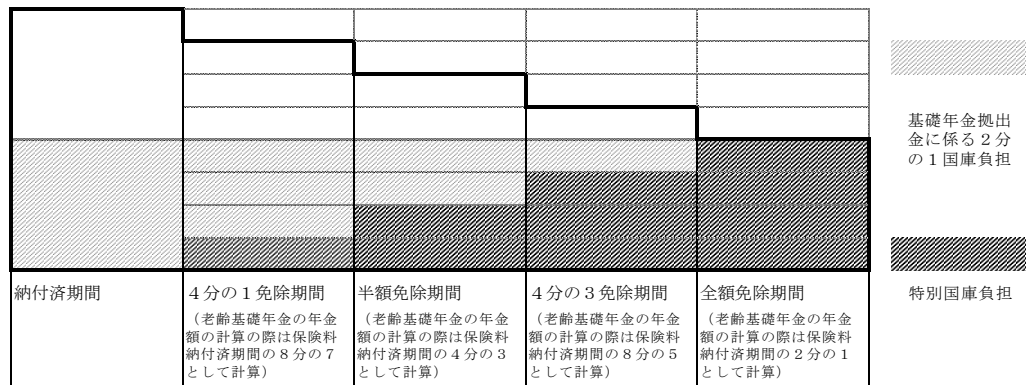
国共済と地共済は、平成16(2004)年度から財政単位が一元化され、平成21年財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として扱って将来見通しが示されており、参考として、国共済、地共済各々の将来見通しも示されている。一方、決算については国共済と地共済でそれぞれ個別に行われている。本報告では、国共済・地共済合算分を「国共済＋地共済」と表記することとし、国共済、地共済の決算ヒアリングの結果を基に「国共済＋地共済」の数値を作成し、国共済、地共済それぞれに加え、「国共済＋地共済」についても実績と平成21年財政再計算結果との比較を行う。

○国庫・公経済負担

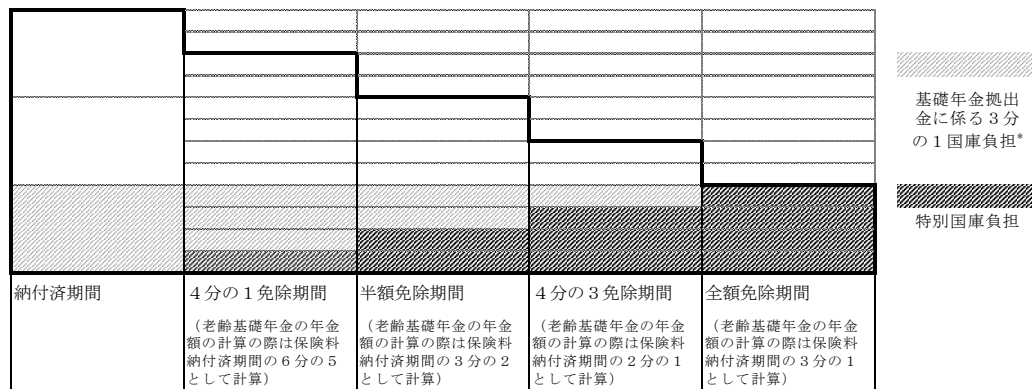
公的年金各制度の基礎年金拠出金の2分の1（平成15(2003)年度までは3分の1であったが平成16(2004)年度から段階的に上げられ平成21(2009)年度に2分の1となった。なお、平成18(2006)年度は約35.8%（3分の1+1000分の25）、平成19(2007)年度、平成20(2008)年度は約36.5%（3分の1+1000分の32）である。）に相当する額、被用者年金制度にあっては昭和36年4月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は<sup>注1</sup>5分の3（4分の3免除期間）、3分の1（半額免除期間）、7分の1（4分の1免除期間）、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など<sup>注2</sup>を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

〔⇒用語解説参考図表3 国庫が負担する費用一覧 参照〕

注1 国民年金保険料免除期間（平成21年度以降の免除期間）に係る国庫負担  
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



(参考) 国民年金保険料免除期間（平成20年度以前の免除期間）に係る国庫負担  
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



\* 平成16(2004)年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。

## 注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の20/100\*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
  - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
  - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

\* 平成17(2005)年度までは40/100、平成18(2006)年度は38/100、平成19(2007)・20(2008)年度は37/100。

## ○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないように配慮しつつ、やむを得ない措置として、厚生年金・国民年金の国庫負担の一部が繰延べられた年度がある。返済については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用収入相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

## ○財政検証

平成16(2004)年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成13(2001)年3月16日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証（ピアレビュー）」または「財政検証・財政再計算時のピアレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成8(1996)年3月8日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの（1-3-4を参照）とされていた。

## ○財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見直しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

なお、平成16年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、

今後は財政再計算の仕組みに代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

### ○財政の現況及び見通し

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも 5 年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し（以下、「財政の現況及び見通し」という。）の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間はおおむね 100 年間とされている。

また、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率（標準的な年金受給世帯（夫婦 2 人）における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率）が 50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

### ○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政再計算結果との比較に当たり、運用利回りの実績を財政再計算が前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる指標であることに注意が必要である。

$$\text{実質運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{物価上昇率}) - 1$$

### ○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned}
 \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\
 &\quad + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注}} \\
 &\quad + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} \\
 &\quad + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\
 &\quad - \text{追加費用} \\
 &\quad - \text{職域等費用納付金} \\
 &= \text{基礎年金拠出金} + \text{独自給付費}
 \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9(1997)年4月1日廃止）に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成11(1999)年度まで発生する。）。

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成11(1999)年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元(1989)年の年金制度改革において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59(1984)年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2(1990)年度から始まったが、平成9(1997)年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

## ○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

## ○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成 13(2001)年度に旧年金資金運用基金(平成 18(2006)年度より年金積立金管理運用独立行政法人)が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産(当初約 26 兆円)のことである(財政融資資金(旧年金資金運用部)への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる)。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成 22(2010)年度に終了した。

## ○職域等費用納付金

平成 9(1997)年 4 月に厚生年金に統合された旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の共済年金(統合時点で受給権が発生しているものに限る。)は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金に納付する額のことである。

## ○職域年金部分、職域部分

現行制度における共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額(厚生年金相当部分)に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。

このような形となったのは、昭和 61(1986)年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域年金分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域年金部分を 3 階部分ということがある。職域年金部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域部分に分けて取り扱う場合がある。

なお、職域部分については、平成 24(2012)年 11 月の国家公務員共済組合法等の一部改正により公的年金としては廃止することとなった。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域年金部分の給付乗率】 (千分比)

適用する 組合員期 間 <sup>注2</sup>	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組がある）		
	厚生年金 相当部分	職域年金部分		厚生年金 相当部分	職域年金部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 <sup>注1</sup> ） 7.125	0.475 ） 1.425	0.238 ） 0.713	10.00 ） 7.5	0.5 ） 1.50	0.25 ） 0.75
平成15年 4月以後	7.308 ） 5.481	0.365 ） 1.096	0.183 ） 0.548	7.692 ） 5.769	0.385 ） 1.154	0.192 ） 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15(2003)年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる平成15(2003)年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる平成15(2003)年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60(1985)年度以前の期間は8/1000、昭和61(1986)年度から平成14(2002)年度までの期間は7.5/1000、平成15(2003)年度から平成16(2004)年度までの期間は5.769/1000、平成17(2005)年度以降の期間は5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることになっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。]

○総合費用率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

### ○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。

[「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。]

### ○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、厚生年金及び国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

### ○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34(1959)年、同 37(1962)年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。



## ○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

## ○積立金相当額納付金

平成 9(1997)年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成 14(2002)年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成 18(2006)年度が分割の最終年度であったことに加え、旧日本鉄道共済が平成 18(2006)年度に残額を一括納付したことにより、平成 18(2006)年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

## ○積立度合

前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

## ○積立比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

## ○独自給付費

実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したもののことである。実質的な支出から制度横断的に給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に係る負担（基礎年金拠出金）を除外したものである。

$$\text{独自給付費} = \text{実質的な支出} - \text{基礎年金拠出金}$$

### ○独自給付費用率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left( \begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

### ○特別国庫負担

本文図表 2-3-19 の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金等給付費の額から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ。特別国庫負担は、国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や 5 年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金等給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

特別国庫負担には、基礎年金拠出金の 2 分の 1 に相当する額に係る国庫・公経済負担は含まれない。

〔⇒用語解説参考図表 3 国庫が負担する費用一覧 参照〕

### ○特別支給の老齢・退職年金

昭和 60 年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則 65 歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に 60～64 歳の間を支給される、いわゆる「60 歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65 歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金<sup>注</sup>」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成 13(2001)年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013)年度から、それぞれ生年月日に応じて 61 歳から 64 歳に段階的に引き上げられ、最終的には 65 歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金のうち女性についてはそれぞれ 5 年遅れで引き上げられる。

〔⇒用語解説参考図表 4 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照〕

注 加入期間が 20 年（中高齢の特例の場合 15～19 年）以上ある年金の場合、生計を維持されている 65 歳未満の配偶者または 18 歳未満（18 歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20 歳未満で 1 級・2 級の障害の子がいるときに加算される年金額。

## ○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成18(2006)年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの。

注 平成17(2005)年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要となる費用等を平成17(2005)年度に厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成18年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成18(2006)年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

## ○年金種別費用率

実質的な支出の中で自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{老齢費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

（注：各種拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

年金制度の成熟の度合を示す指標である年金扶養比率を見る際に、遺族年金や障害年金を受給している人数が含まれていないことから、年金扶養比率を補完する指標として平成15(2003)年度より導入された指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

## ○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち、全額支給停止されていない者）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も

含んでいる。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

## ○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

[保険に係る年金扶養比率 参照]

## ○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入，年金保険者拠出金」の項を参照。

## ○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。（厚生年金においては、基金代行分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付される基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）<sup>注</sup>」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

注 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金額全体を計上している。

## ○報酬、賞与、総報酬

### ●報酬・賞与

被用者年金制度で、保険料や年金額算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われ

ている。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当では含まれていない（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合（1.25）を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。\*参照）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成 14(2002)年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成 15(2003)年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料 *	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

### ●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、現在、第1級（9.8万円）～第30級（62万円）の30区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬（総報酬）であり、年度間累計値や、それを12で割ったもの（総報酬ベース・月額）が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成 14(2002)年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、平成 15(2003)年度から総報酬制になったが、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。また、本報告では、過去からの推移をみるため、標準報酬月額ベース（〈 〉書き）と総報酬ベースの両方を合わせて表示している。

\* 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用しているが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されている。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められている。

また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

○保険に係る年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金  
のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left( \frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組みとなっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、恩給公務員期間等に係る給付費用である「追加費用」を用いて換算したものである。

【参考】

国共済の年金扶養比率

区分	平成7	12	17	22	23	24	25	26
年金扶養比率	1.99	1.89	1.71	1.53	1.52	1.50	1.52	1.53
保険に係る年金扶養比率	3.15	2.73	2.26	1.92	1.88	1.78	1.77	1.76

地共済の年金扶養比率

区分	平成7	12	17	22	23	24	25	26
年金扶養比率	2.64	2.32	1.95	1.53	1.47	1.43	1.43	1.41
保険に係る年金扶養比率	4.30	3.41	2.55	1.92	1.82	1.69	1.64	1.59

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。厚生年金、国民年金について平成16年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率を後から定める方式がとられていた。

## ○保険料比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率であり、保険料の収入が、必要となる額の何%であるかを示すもの。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

## ○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

## ○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

〔「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。〕

## ○有限均衡方式

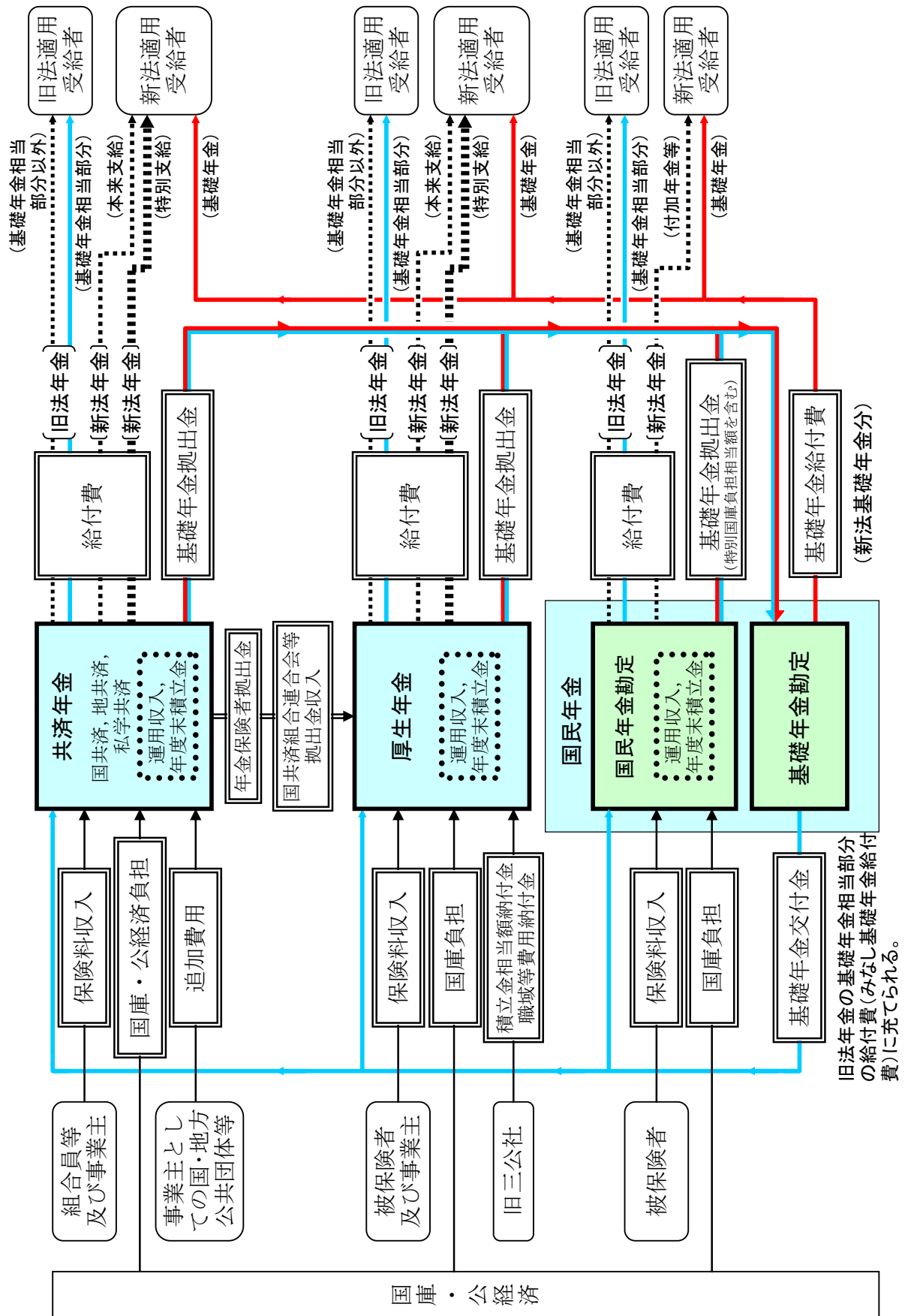
年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16年の制度改正で導入された。なお、平成16年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

## ○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

用語解説参考図表 1 公的年金の財政収支（概略図）



[⇒ 「基礎年金拠出金」、「基礎年金交付金」の項を参照。]

旧法年金の基礎年金相当部分の給付費(みなし基礎年金給付費)に充てられる。



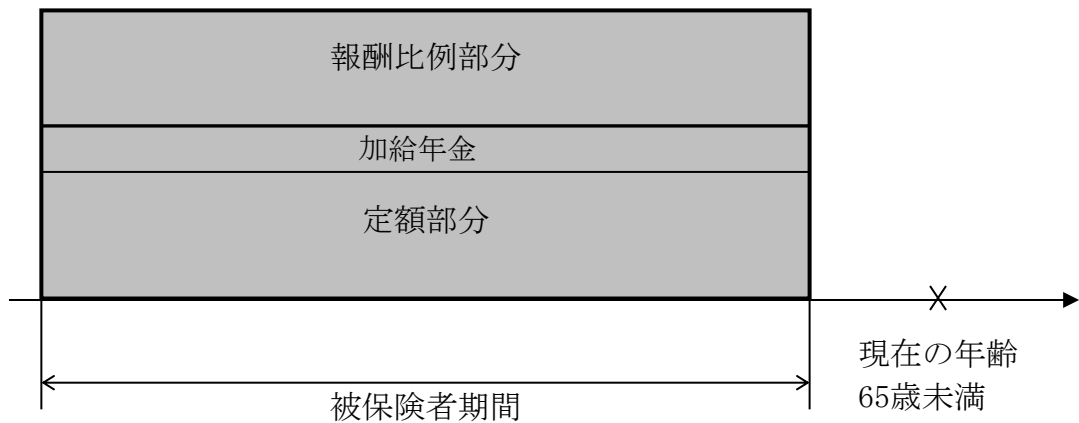
用語解説参考図表 2 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

1 新法年金

・原則、昭和 61 年 4 月 1 日時点で 60 歳未満の者（大正 15 年 4 月 2 日以降生まれ）の老齢・退職年金

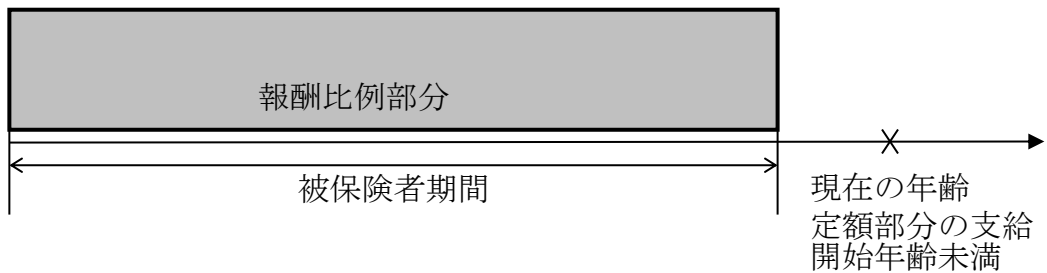
(1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）

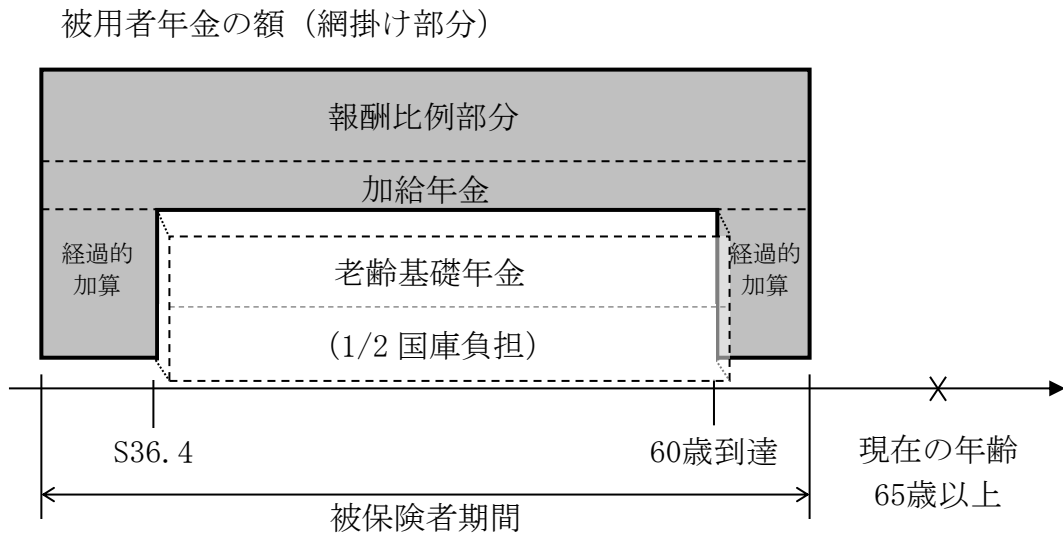


- 平成 13 年度末時点（厚生年金の女性は 18 年度末時点）で 60 歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

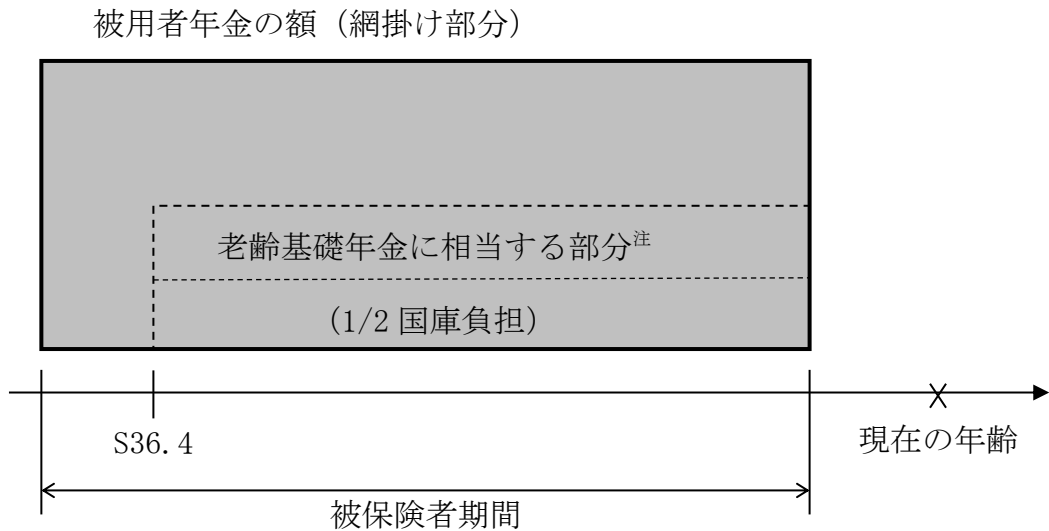
被用者年金の額（網掛け部分）



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）



注 65歳以降支給分の場合である。

[⇒「給付費」の項を参照。]

### 用語解説参考図表3 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

#### 1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

○基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/2<sup>※3</sup> [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第85条第1項第1号、平16附則第13条第7項及び第14条の2]

○基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/2<sup>※3</sup> [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16附則第32条第5項及び第32条の2]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）

・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。 [第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16年年金制度改正により段階的に引き上げられた。

#### 2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [平16附則第14条第2項]
- 保険料3/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の3/5<sup>※</sup> [平16附則第14条第2項]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/3<sup>※</sup> [平16附則第14条第2項]
- 保険料1/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/7<sup>※</sup> [平16附則第14条第2項]
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の20/100<sup>※2</sup> [第85条第1項第3号、平16年附則第13条第7項及び第14条の2]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（20/100<sup>※2</sup>） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

※ 平成21年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来3分の1であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ1/2（保険料3/4免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料1/4免除期間）となっている。

※2 平成17年度までは40/100、平成18年度は38/100、平成19・20年度は37/100。

（新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

（旧法国民年金）

- 旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭60附則第34条第1項第4号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第5号]

- 嵩上げ加算分の1/4相当分 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 5年年金の給付費の1/8 [昭60附則第34条第1項第7号]
- 昭48附則第12条第2項で計算される老齢年金、10年年金に係る通算老齢年金の差額分の1/4 [昭60附則第34条第1項第8号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭60附則第34条第1項第9号]

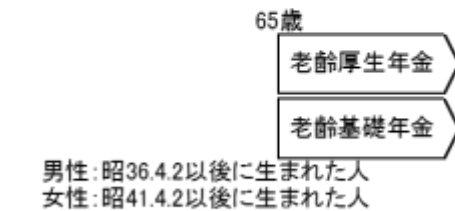
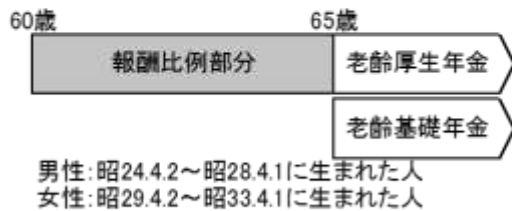
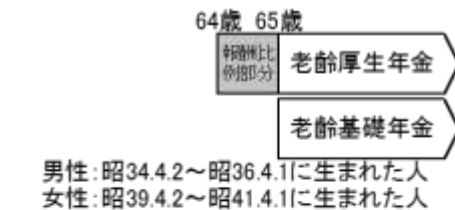
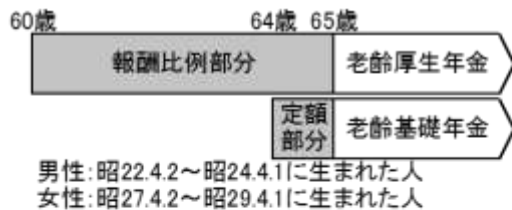
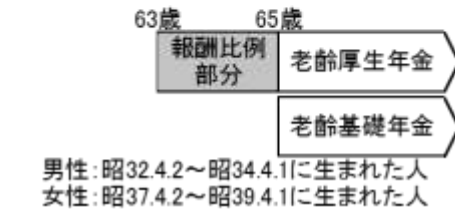
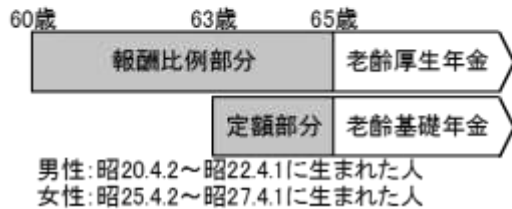
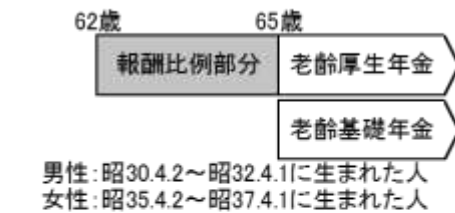
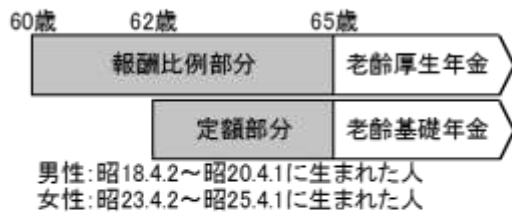
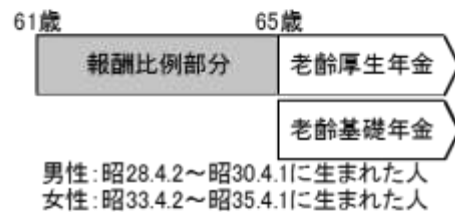
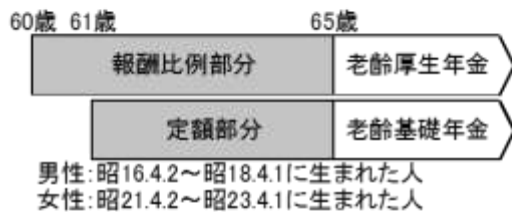
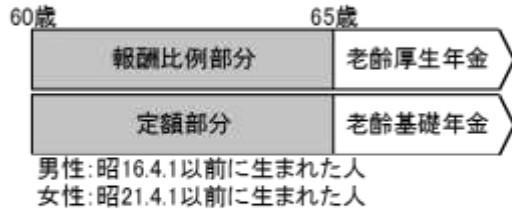
(旧法厚生年金)

- 昭和36年4月1日前の期間に係る給付費のうち20/100(第3種被保険者期間については25/100) [昭60附則第79条第1号]
  - (注) 国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の1/4 [昭60附則第79条第2号]

用語解説参考図表 4 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

〔網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金〕



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。  
注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

## 2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成13年度	平成18年度
62歳	平成16年度	平成21年度
63歳	平成19年度	平成24年度
64歳	平成22年度	平成27年度
65歳	平成25年度	平成30年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

## 3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成25年度	平成30年度
62歳	平成28年度	平成33年度
63歳	平成31年度	平成36年度
64歳	平成34年度	平成39年度
65歳	平成37年度	平成42年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。]